

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

平成二十八年五月十日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小里 泰弘君

理事 江藤 拓君 理事 小泉進次郎君

理事 武部 新君 理事 宮腰 光寛君

理事 築 和生君 理事 岸本 周平君

理事 小山 展弘君 理事 上田 勇君

理事 あべ 俊子君 理事 青山 周平君

理事 井野 俊郎君 理事 伊藤信太郎君

理事 今枝宗一郎君 理事 加藤 寛治君

理事 勝沼 栄明君 理事 金子万寿夫君

理事 瀬戸 隆一君 理事 中川 郁子君

理事 中谷 真一君 理事 西川 公也君

理事 橋本 英教君 理事 古川 康君

理事 細田 健一君 理事 前川 恵君

理事 宮路 拓馬君 理事 山本 拓君

理事 吉川 貴盛君 理事 渡辺 孝一君

理事 井出 庸生君 理事 金子 恵美君

理事 佐々木隆博君 理事 田島 一成君

理事 福島 伸享君 理事 村岡 敏英君

理事 横山 博幸君 理事 稲津 久君

理事 佐藤 英道君 理事 斉藤 和子君

理事 畠山 和也君 理事 仲里 利信君

農林水産大臣 森山 裕君

外務副大臣 木原 誠二君

農林水産副大臣 伊東 良孝君

農林水産大臣政務官 加藤 寛治君

農林水産大臣政務官 佐藤 英道君

政府参考人 (消費者庁審議官) 吉井 巧君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 内藤 尚志君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 大菅 岳史君

政府参考人 (厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長) 福田 祐典君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括審議官) 佐藤 速水君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括審議官) 大澤 誠君

政府参考人 (農林水産省消費・安全局長) 小風 茂君

政府参考人 (農林水産省食料産業局長) 櫻庭 英悦君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 今城 健晴君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 奥原 正明君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 末松 広行君

政府参考人 (農林水産省政策統括官) 柄澤 彰君

政府参考人 (農林水産省技術会議事務局長) 面郷 正道君

政府参考人 (林野庁長官) 今井 敏君

政府参考人 (水産庁長官) 佐藤 一雄君

農林水産委員会専門員 石上 智君

委員の異動

五月十日

辞任

井野 俊郎君

池田 道孝君

同日

辞任

青山 周平君

金子万寿夫君

補欠選任

青山 周平君

金子万寿夫君

補欠選任

井野 俊郎君

池田 道孝君

五月九日

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

農林水産関係の基本施策に関する件

○小里委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官佐藤速水君、大臣官房総括審議官大澤誠君、消費・安全局長小風茂君、食料産業局長櫻庭英悦君、生産局長今城健晴君、経営局長奥原正明君、農村振興局長末松広行君、政策統括官柄澤彰君、農林水産技術会議事務局長面郷正道君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐藤一雄君、消費者庁審議官吉井巧君、総務省大臣官房審議官内藤尚志君、外務省大臣官房審議官大菅岳史君、厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部長福田祐典君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小里委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小里委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺孝一君。

○渡辺(孝)委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の渡辺孝一でございます。

きょうは、質問の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

冒頭、まず先に言わなければいけないのは、やはり、九州・熊本、大分を襲った震災、これに關しましては、まだ地震活動が続いている中で、という命、あるいは今なお避難所生活を強いられている方々のことを思いますと、皆さんも心が痛むのではないかと思います。

日本全国からボランティア活動という形で温かい手が差し伸べられているということは、これは日本人の誇りではないかというように思います。す。やはり、国としては、少しでも、今被災に遭った方々に安心できるように材料を一つでも迅速に講ずることが、今やらなければいけないことではないかというふうに私は思います。

特に、今はまだ本格的な震災の結果が出ておりませんのであれでしょうけれども、農業に至ってもかなりの被害があるのではないかと思います。森山大臣には、まずは人命、あるいは避難の方々のそういうことを第一前提でやるべきだと思いますけれども、今後起り得る農業被害等々につきましても、ぜひ、政府一丸となって、農水省の役人の皆さんも一丸となつて対応していただくことを心からお願ひ申し上げたいというふうに思います。

さて、十五分間しかございませんので、早速質問に入らせていただきます。

昨年の十月三十日に、稲田政調会長が私の選挙

区に入っていたとき、どこでも政調会という会を
実は開いていただきまして、長沼町という町で行
われたんですが、大変多くの参加者、そして多く
の農業関係者が参加して、大変盛況に終わらせて
いただきました。本当に稲田政調会長には感謝を
申し上げたいというふうに思っております。

ただ、そこではいろいろと、T P Pの話が中心で
ございましたので、その際、農水省から御提示さ
れた対策について、言うなれば、今現在の段階で
はT P Pの影響はさほど大きくないだろう、ただ、
中期的、長期的に考えたときにはしっかりと対策
を打たなければいけない、さらに体質強化を図ら
なければいけないという、大体、総括でいえばそ
のような、いわゆる品目ごとにそういう対策とい
う形でお話をいただきました。

その後、関係者の方々あるいは参加してくれた
方々といろいろな話をするに至っては、確かに
言っている意味はわかります、ただ、この体質強
化という言葉に少し、参加された方あるいは関係
者の方々からは、ちょっとこう首をかしげるとい
うか、なかなか意味がわからないと。

言葉そのものはわかるんですけども、農水省
として、この体質強化というのをどのように捉ま
えているのか、ぜひちょっと教えていただきたい
なと思うんです。

○森山国務大臣 渡辺委員にお答えを申し上げま
す。

我が国の農業は、渡辺委員御承知のとおり、農
業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大等課題が山
積をしておりますし、農業の活性化というのは
待ったなしの課題であるというふうに認識をして
おります。

そのため、これまでの我が国の農業、農村が有
する潜在力を最大限に引き出して、経営マインド
を持つて農業の生産性向上や付加価値化を行うこ
とによって所得の向上を図っていくため、農林水
産業・地域の活力創造プラン等に基づき、攻めの
農業を目指して農政改革を進めてきたところであ
ります。

具体的には、農地中間管理機構を創設して、担
い手への農地集積、集約化を加速し、土地利用型
農業を中心として農業経営の規模拡大を図ってい
くほか、耕地面積の小さな経営であっても農業所
得の向上を図れるように、農産物の付加価値化や
農業の六次産業化を推進してきたところでありま
す。

私も、大臣就任以来、いろいろな現場を見させ
ていただいておりますが、条件不利地域と言われ
る地域でも、非常に頑張っていたりしている地域
がありますし、高所得な農業を続けておられると
ころもございます。また、新潟県では、用途別に
多品種の米を生産して、シンガポールや香港に輸
出をしておられる集落営農の方々もおられます。

これらすぐれた事例というのは、生産性の向上
等を通じて競争力強化を図って、次世代を担う生
産者があすの農林水産業に夢と希望を持つて経営
の発展に積極果敢に取り組んでいることから、今
後の目指すべき日本の農業の姿を先取りしてい
だいているのではないかなというふうに考えてお
ります。

こうした取り組みを積極的に後押しすること
で、農業の体質強化を図らせていただき、また、
こういう先行事例を横展開させていただくという
ことも大事なことだというふうに考えておりま
す。農業の体質強化を図って、強い農林水産業と
美しく活力ある農山漁村をつくり上げてまいり
たいと考えております。

以上であります。

○渡辺(孝)委員 ありがとうございます。

二番目の質問は、私のこの三年半の経験の中で、
大変数多くの農政改革、例えば農協法等の一部の
改革、これに関しましては、農業委員会あるいは
JAの組織そのものに対しての改革等々もしたわ
れました。さらには、中間管理機構によって、農
地の集積等々の制度も新たにできました。そして、
米政策等々につきましても、政府が一生懸命手を
打っていたにいていいることも重々理解しておりま
す。

その中で、やはり農家の方々の受けとめ方とい
うのは、これだけの改革をしたことが最終的に自
分たちの営農に今どういう影響が出るかというこ
とに関しては、政府を信頼している、また、国の
方を信頼しているという気持ちもありつつも、自
分たちがその制度の一つ一つによって何か振り回
されているのではないかと感じを持っている
のが、非常に農家の方々が今不満やあるいは疑問
に思っているところではないのかなと思います。

今大臣の答弁を聞いたときに、ぜひ、今国が行
おうとしているこの農業政策の中で、しっかりと
おっしゃったように所得向上につながっていくん
だ、そして未来を見据えた農業にしていくなだ
というのを、もともと農水省や国の方からア
ナウンスというかP Rをしていただきたい。その
ことで農家の方々がやる気を起こしていただく材
料になればいいんではないかというふうに思いま
すので、二番目の質問は飛ばさせていただきます
というふうに思います。

さて、稲田政調会長が来てくれた地域というの
は、長沼地域と申しまして、そこは非常に低地で
ございましてがゆえに、どうしても水田に頼らざる
を得ないという地域でございました。

しかし、国のいわゆる基盤整備事業のおかげで
排水がかなり効果的になりました、昔は九千ヘク
タールの農地のうち大体七千ヘクタールが実は水
田でございました。しかし、歴代町長あるいは町
民の、あるいは農家の方々の努力によりまして、
今やその七千ヘクタールの水田が逆に畑作に変わ
りまして、実に二千ヘクタールしかいわずに水田
がないという、私の地区でも、水田を基調とする
地域が非常に多い中で、非常に珍しい地域にも
なっております。これも皆さんの努力だとい
うふうに思います。

ここで、そこから一時間ぐらいたりますと、
逆にほぼお米に依存している地域というのが多数
ございます。そんな中で、米の、いわゆる三十年
度産米より民間に委託した中で販売が行われると
いうことに関しては、これは非常に農家の方々が

疑問に思うことと不安に思っていることが多数ご
ざいました。

私は思うんですけども、そうはいいいながらも、
まだまだこれについては国会の方でも余り大きな
話になっていないのかなと。ただ、三十年度とい
うことを考えますと、もうことしは二十八年度に
なっております。そろそろ大きな議論をしながら、
国として、ただ単に民間に委ねるという簡単な話
ではなく、ぜひ政府としてしっかりとこのこと
について今から議論をし、さらに農業者の方々に
しっかりとお伝えしなければ、間近になってから
大騒ぎになるような形だけは起こさなければい
けないかなというふうに思っております。

今、この三十年度産米からの措置に関しまして、
どこまで農水省では話が進んでいらっしゃるん
でしょうか。

○柄澤政府参考人 お答え申し上げます。

米政策の見直しにつきましては、三十年度を目
途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずと
も、生産者みずからマーケットの動向を見なが
ら需要に応じた生産が行えるようにするというこ
とでございます。

このために、国といたしましては、まず、全国
の需要見直しに加えて、各産地における販売
や在庫の状況などに関するきめ細かな情報提供を
やる。それから、麦、大豆、飼料用米等の戦略作
物の生産に対する支援を行うというような環境整
備を進めております。三十年度以降の米政策につ
きまして、あらゆる機会を通じて、現場の関
係者に丁寧に説明してきているところでありま
す。

こういった中で、現状を見ますと、昨年の二十
七年産につきましては、いわば三十年産以降の予
行演習ということで、各産地における農業者の自
主的な御判断によりまして、主食用米から飼料用
米等への転換が非常に大きく進みました。生産数
量目標の配分、現行の仕組みが始まって以来初め
て全国的な過剰作付が解消するというところで、需
要に応じた生産が定着しつつあるというふうに認

今度の二十八年産につきまして、引き続き需要に応じた生産が進められるよう、現在、いわゆるキャバパンというようなことで各産地にお伺いしております。こういった中でも、三十年産以降の需給調整のあり方も含めまして、例えば単位農協の役員の方なども交えまして、現場の関係者と丁寧に見直しを進めております。

国といたしましては、引き続き、現場の関係者の意見もお伺いしながら、きめ細かな情報提供や戦略作物に対する支援などを行うことによりまして、三十年産以降も農業者の方が安心して需要に応じた生産に取り組めるよう、引き続き努めてまいりたいと存じます。

○渡辺(孝)委員 もう時間がありませんので、今の答弁で、米政策等々についても重々理解をするところでもございます。ぜひ、しっかりと説明のものと、三十年度、混乱を招かないような対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後の質問になります。ちよつとくくつて言わ
せていただきますけれども、私も、市長時代、農
業関係者の方々とはよく懇談をさせていただきま
したけれども、どうも、いまいち、国に依存する
体質というのがなかなかまだ抜け切れないとい
うような感想を持っております。

今後、いわゆるこういう形で民に対してシフトしていくということは私も決して反対ではございませんけれども、この中間に位置する地方自治体、都道府県あるいは市町村が、今後どういような連携を図って農業振興策を、責任を分担し合いなからやっていかなければいけないかという時代には、私はもう既に十年、二十年前からなっていると思うんですけれども、今ここで農水省が地方自治体に求める、ぜひお考えをお聞かせいただければと思います。

○小里委員長　伊東副大臣、簡潔にお願いしま
す。

○伊東副大臣 お答え申し上げます。

みでももちろんし得るものではありません。地方公共団体あるいはまた生産者の理解を得て、地域や生産者がみずから創意工夫を凝らして、攻めの農業をつくり上げていくことが重要であります。このため、農水省といたしましては、地域の自主性を重視し、これまでも地域の将来像を描く人・農地プランの策定を促進し、支援を重点化するとともに、一般のＴＰＰ対策におきましても、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業など、地域一丸となって収益力強化に積極的に取り組む地域を支援していくこととしております。

地方公共団体が生産者に寄り添い、現場により近い立場から地域の創意工夫を牽引、また後押ししていくことが重要であると考えております。これにより、地域の取り組みを横展開していくことにより、生産者みずからが自分にもできるという意欲を持つことができるようになることを考えているところであります。

今後とも、地方公共団体と密接に連携を図りながら、地域の前向きな取り組みを支援し、生産性向上あるいは高付加価値化といった体質強化への意欲の向上を図ることを通じて、農業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺孝委員 もう時間ですのでやめますけれども、最終的には、農家の方々、あるいは関係の団体、さらには市町村、ここにやる気を起こさせることが私は最も大事かと思えます。そのやる気が私は夢につながり、そして地域の活性化、あるいは人口増にも私は必ずやつながっていくと思いますので、これからも温かい気持ちと予算措置等々に目配り、気配りをよろしくお願い申し上げます。質問にかえさせていただきます。本当に皆さんありがとうございました。

○小里委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津

久でございます。
通告に従いまして、順次質問をさせていただき

初めに、熊本、大分の地震災害につきまして質問させていただきますと思いますが、間もなく発災から一カ月を迎えようとしている状況で、私どもも、日を追うごとに、現地の被害が甚大であるということが明らかになっていくことを実感するわけなんです。家屋や公共施設の破壊、道路橋梁の崩壊等、当初の想像をはるかに超えるような状況であるということ。改めて、一日も早いこの被害からの復旧を望みますとともに、亡くなられた方々に哀悼の意をささげますと同時に、今なお余震が続く中で避難生活を余儀なくされている方々に心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

そこで、こうした中で、五月六日に大臣は熊本市を初め現地の農林水産業の被害調査に行かれたことを知りました。被害の全容の把握と、それから農林水産業者の経営再開支援策を講じていきたということ、そのことを検討するのが目的だったというふうに承知しておりますが、テレビ報道でもございました。大臣がアサリの漁場のところに行かれたり、あるいは園芸施設等を視察されたり。

そうした中で、現地を視察されて、調査されて、被害の状況、また今後の復旧支援策に対する大臣の率直な所感を伺いたいと思います。

○森山國務大臣 稲津委員にお答えを申し上げます。

五月二日と六日、一回にわたりまして現地に伺いました。

熊本地震による農林水産業の被害額というのは、昨日現在で約千億円になろうとしておりますし、まだ余震が続いておりますので、さらに被害額はふえるのではないかなというふうに考えております。

まず、いろいろなことを心配しながら現地に伺ったのでありますが、一つは、熊本は非常に麦の生産に積極的に取り組んでいただいているところでございます。ちょうど刈り入れどきが目前に

迫っておりますので、カンストリーエレベーター等設備がどうなっているかなというのが大変気になりましたが、何とか応急的な復旧によって稼働させられるということがわかってまいりましたので、麦の刈り取りについては何とかうまくいくのではないかなというふうに考えております。

また、ちょうど田植えの時期を迎えておりますけれども、農業者にとって田植えというのは特別な農作業でありますし、また、地域にとっても田植えというのは大きな意味を持つものでありますから、これができるかどうかというのは非常に農家の皆さんにとっても関心事だろうと思って伺いました。

まず、田植えのできる面積がどれくらいあるのか、どうしても田植えができないところに何を植えてもらうのかということが大変大事なことでございますので、五日の日に、水田農業の再開に向けて、熊本県とＪＡと私も農政局が三者で連絡協議を立ち上げさせていただきました、いろいろな議論をさせていただき、大豆をしかりやろうという方向が明確になってまいりましたので、大豆の種子等についても遺漏なきように対応をさせていただきます。

また、菊池台地というのは二千ヘクタールぐらいの面積がありますけれども、ここが断水をしていたわけでございますが、土地改良区、熊本県、農政局が一丸となって迅速な応急工事に取り組みましたので、五月中旬には全面的に通水ができる見込みとなっております。

また、ため池等、非常に農業土木の技術的な面から検討しなければいけない課題も多いものです。から、全国の農政局あるいは土地改良団体から二十名ぐらいの農業土木技術者を追加派遣させていただいて、今後の復旧に向けて、スピーディーにやろうというふうに考えております。

総理からも、前例にとらわれずスピーディーにやれることは何でもやるようにという御指示を受けておりますので、昨日、農林水産省といたしましては、既存の事業の運用を工夫することなどに

よつて、補正予算を待たずに実行できる対策を取りまとめまして、公表をさせていただき、農家の皆さんにお知らせをさせていただくということといたしました。

引き続き、補正予算で措置される復旧予備費などを活用して、被災をされた農林漁業者の皆さんの速やかな経営再開を図るよう、また、熊本県としては創造的な復興を目指しておられますので、これは非常に大事なことだと思ひますので、必要な対策について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

そこで、一つお伺いしたいのは、けさの閣議におきまして、平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令ということで、いわゆる非常災害に指定されるということを閣議決定されたということを伺いました。

大臣も、けさ記者発表もあつたかと思うんですが、もう少し踏み込んで触れていただきたいと思うんです。いわゆる大規模災害復興法による非常災害に指定されると、御案内のとおり、例えば道路とか漁港とか、その復旧については自治体や県にかわつて国が代行して行うことになる。そうなりますと、特に農林水産分野ではどういうことが考えられるのか、あるいはまた行つていかなければならないのか、このことについて大臣にお伺いしたいと思います。

○森山国務大臣 お答え申し上げます。

熊本県知事からの要請を受けて、本日の閣議におきまして、平成二十八年熊本地震による災害を大規模災害からの復興に関する法律に基づきまして非常災害として指定する政令が決定をされたところでございます。

農林水産関係事業につきましては、この政令指定によりまして、漁業施設、海岸保全施設の災害復旧事業及び地すべり防止工事について直轄代行が可能となつてまいりましたので、現在、熊本県からは海岸保全施設の災害復旧事業の直轄代行に

ついて要請を受けておりますので、直轄代行をさせていただく方向で検討を進めているところでございます。

あと、地すべり等につきましては、まだ災害現場が少しわからないところもございまして、今後また追加の要望があれば、それに対しても真摯に應えてまいりたいと考えております。

○稲津委員 ぜひ、この指定になつていく中で、今のところはお話があつたように要望のある海岸等についての対策ということでございましてけれども、できる限り幅広く対応していただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、復旧に向けた農水省の対応、あるいは農林漁業経営再開に向けた支援についてということをお伺いしたいと思います。

先ほど大臣も触れていただきました熊本、大分の県からの報告によりますと、被害状況は農林水産業で一千億円を超えるということ。一つ一つ申し上げるまでもないですけれども、荷さばき所あるいは林地被害、農地の地割れ、沈下、水利施設の崩壊等々、そのほかにも地域の牛、豚、鶏、それから特産のスイカ、ナス、トマトということ、漁業でもアサリもそうですけれども、直接被害もこれからふえていくのだからというふうに思つております。

そこで伺いますけれども、まず農水省として、職員などの現地派遣などの震災対応は承知しておりますが、今後どうするかということなんです。

先ほど大臣からも一言触れていただきましたが、政府は補正予算の編成方針というのを明らかにしてきています。激甚災害に指定した。今後は、農地等のいわゆる崩壊復旧等はやはり相当の期間を要するだろう、またもう一方では、園芸それから加工など、人手あるいは施設の改築等が待たれるものはある程度の期間で復旧できていくんだらう、こう思うわけですね。

先ほど話にありましたように、迅速かつ柔軟な対応が求められるわけですから、先ほど、

中でも、これは一部報道でもありましたが、例えばイチゴなどの生産農家が園芸の施設の整備に借金をして経営してきた、そしてまだ借金を払い終わっていない、そこにさらに今回こういうダメージを受けて、再度再開するためにはやはり相当の資金も必要になってくる、いわゆる二重ローンになつてしまふということもあるということで、こうしたことも踏まえた上で、この経営再開に向けた支援についてお伺いします。

○奥原政府参考人 今回の地震で被災されました農業者の方々が一日も早く円滑に経営が再開できるように支援していくことが重要であるというふうに考えております。

このための対策、幾つか既にやつておりますけれども、一つは、農業共済に加入をされている農業者に対しては、迅速かつ適切な損害評価の上で立つて共済金の早期の支払い、これを実施するように農業共済団体に既に要請をしているところでございます。

それから融資の関係でございましてけれども、融資は、既往の融資の問題と、それから今後の新規の融資の問題と両面でございます。

まず、既往の融資の分につきましては、これは既に償還猶予などの措置を適切に講じるように金融機関に要請を出しているところでございます。

それから、新たな資金の方でございましてけれども、一つは運転資金、資金繰りの運転資金というのが必要になりますけれども、これにつきましては、日本政策金融公庫のセーフティネット資金、

こういうものがございまして、従来、貸付限度額が年間の経営費の三ヶ月分または六百万円となつておりますが、昨日発表させていただきましたように、これを引き上げまして、年間の経営費一年分または一千二百万円までということで引き上げを行つております。さらに、貸し付け当初五年間を無利子にいたしました、実質無担保、無保証人での貸し付けができるように措置をして

いるところでございます。

金融公庫のスーパー資金等の災害関連資金の融資が可能でございますが、これも貸し付け当初五年間を無利子にしたり、実質無担保、無保証人での貸し付けができるように措置をしております。それから農林漁業施設資金、これにつきましては、貸付限度額を負担額の八〇％または三百万円から、負担額の一〇〇％または千二百万円まで引き上げを行つていくところでございます。

さらに、これに加えて、これも昨日発表させていただきましたけれども、被災農業者向けの経営体育成支援事業を発動いたしまして、畜舎ですとか農業用のハウス、あるいは農業用機械等の再建、修繕に要する経費を助成することにしたところでございます。

こういった措置によりまして、被災農業者の経営の継続と再建が図れるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○稲津委員 まさに今、地震災害の復旧のさなかにあるわけでございますけれども、とにかく生活の糧である農地あるいは施設を失つて大変な被害を受けているわけでございますので、全力の支援策を求めていると思ひます。

最後になりますが、農業、水産加工業における外国人技能実習制度の現場からの要望について伺いたいと思ひます。

この外国人の技能実習制度、今、一年間の技能実習一号と二年間の技能実習二号を受けることが可能であつて、したがって、受け入れ側から見ると、実習の実施期間は最長三年間、雇用関係を結ぶことができるとなっております。

現在、農業分野で約二万四千人、水産加工分野で一万五千人となっておりますが、現場では、座学講習のあり方や四年目以降の技能実習の実施などの声も大きく、あるいは関係法律も、法務、厚生、農水省の共同提出案で現在継続審議になつていますが、この外国人技能実習制度に関して、農水省に寄せられている要望と対応状況についてお伺いします。

○小里委員長 時間が来ておりますので、簡潔に

お願いします。

○奥原政府参考人 外国人の技能実習制度、これは開発途上国・地域へ技術を移転するという国際協力の一環でございます。

この制度につきまして、農業それから水産業の現場からはいろいろな要請をいただいておりますが、今先生から御指摘ございましたように、一つは技能実習期間、現在最長三年でございますけれども、これを延長すること、それから、実習実施機関一つ当たりの受け入れ人数の枠というのがございますが、これを拡大すること、それから、六次産業化に対応いたしまして複数の職種の実習をできるようにする、こういったような要望があるというふうに承知をしております。

こういったことを踏まえまして、二十六年六月に、法務大臣の出入国管理政策懇談会の分科会で検討結果が取りまとめられまして、日本再興戦略の改訂二〇一四にも載っております。これを受けて、既に国会の方に関連の法案が提出をされております。現在、今国会で審議をされているというふうに承知をしております。

農林水産省といたしましては、引き続き、法務省それから厚生労働省と連携をいたしまして、本制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○稲津委員 終わります。

○小里委員長 次に、福島伸享君。

○福島委員 民進党の福島伸享でございます。

まず、熊本と大分で大きな農林水産業の被害を受けておりまして、被災された方、被害を受けた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

本来であればそのことに關して質問すべきであります。来週から予算委員会、補正予算の審議が始まるというので、そちらの方に譲るといたしまして、きょうは、TPPと再生可能エネルギーの農山漁村への導入の二点について質問させていただきます。

五月のゴールデンウィーク、私は毎年ずっと街宜車で田んぼの中を回るようにしております。

そうすると、ふだんお世話になっているいろいろな人たちが家族で弁当を持ち寄って田植えをしているというのが、私、十三年政治活動をやっておりますけれども、これまでの通例なんですけれども、この一、二年、ゴールデンウィークに行っても、田植えをやっていないかったり、家族で田んぼに出ていない人が少ないんです。

何か田植えの時期が遅くなったのかなとかいろいろ考えたんですけども、ある人から言われてはたど気がついたのは、この一、二年で家族で田植えをする人が少なくなった。家族経営でやっている人はみんな大きなところに田んぼを貸しちゃったり売っちゃったりして、もう家族で都会に出ていく子供たちを呼び寄せて田植えするのなんてなくなっちゃったという話を聞いて、はたと気がつきました。ああ、農村の構造は大幅変わったな。みんな、こころの人はもうTPPを受けて田んぼを売ったり貸したりしたがって、もうこのままだったら、うちの集落で一人か二人しか田植えなんてやる人はいなくなっちゃうよなんていう、そういう話を聞きました。TPPは、加盟しなくても、もう既にいろいろな影響があるんだと思います。

いろいろな話をTPPの特別委員会でしたくて、先ほどまで西川委員長がいらつしやいましたけれども、いらつしやなくなっちゃったので、多少時間ができて、いろいろな国民的議論ができる状況になっていると思います。

農村を歩いていて一番不安なのは、政府の試算は全く信用されていないんですよ。あんな試算がない方がいらいで、あの試算自身が不安をかき立てているところがあると思うんですね。これまで農家の皆さんは何回も自由化の荒波をくぐってきていますから、それごとに苦労した経験があるんですよ。その中で、生産量が一%たりとも減らないというのは、私は信じられないと思うんですね。

代表的なものが米ですよ。政府は、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い

入れるから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響は見込みがたいとしています。

確かに、市場に流通する米の量は変わらないけれども、SBSを通じて確実に日本より安い輸入米はふえるわけですよ。日々、農協だけじゃなくて実需者と相対の取引をしていて、値下げのプレッシャーを受けている人から見たら、値段が下がらないなんてあり得ないじゃないと思うわけですよ。だから、先日、毎日新聞の五月七日の記事のように、八府県で米に影響と書いてあるんですね。

私は、ちゃんとしたものを出した方がいいと思うんですね。

東大の鈴木宣弘先生は、私のゼミの先輩なんですけれども、実証的な研究を出して、米の在庫が一万吨ふえると、六十キログラム当たり四十一円米価が下落する、一%米価が下落すれば生産量は一・一六二減少する、その結果、米の生産額が千百九十七億円減少するというデータを出しているんです。

私、今回の試算はいろいろあると思うんですよ。仮定によっていろいろな試算はあるけれども、少なくとも、鈴木先生は私のゼミの先輩だし、私も農業経済学を学んだ立場とすれば、今、いろいろな先生方が試算を行っています。秋まで審議がないのだとすれば、TPPに関する影響試算、もう一回やり直したらどうでしょうか。いろいろな学者の先生を入れていろいろな議論をした方がいいと思うんですよ。どうでしょうか、大臣。

○森山国務大臣 福島委員にお答えいたします。たびたびお答えをしておりますところでございますが、今回の試算では、あくまでもTPPによる関税削減等の措置が国内生産に与える影響を分析したものであり、例えば長期的な米の需要の減少など、TPP以外の要因は考慮しておりません。

また、今回の試算は、交渉で獲得した措置とあわせて、昨年十一月に行った、国内価格や国際価格、輸入量などの客観的なデータをもとにした品目ごとの影響分析及び政策大綱に基づく国内対策

の実施を前提として、輸人品と競合する国産品がどの程度置きかわるかという点などを精査して、影響を試算したものであります。

したがって、今回の試算は、TPPが国内生産に与える影響を試算するといった目的からすれば、客観的なデータを用いた合理的な試算であると考えておりまして、試算をやり直すという考えは持ち合わせておりません。

○福島委員 いや、でも、それが今、物すごく信じられていないんですよ。

農業経済学者にいったい聞いた方がいいんです。私、農業経済をやったから言うわけじゃないですけれども。その人にもうちょっと学術的にちゃんと試算してもらった方がいいと思いますよ。

政府は、体質強化対策や経営安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると思いますけれども、これも全く信じられていないんですよ。先ほどの渡辺先生の質問のとおりで、じゃ、俺たちはどうなるのというのに答えていないんですよ。対策を打った結果、自分たちのやっている産業がどんな産業構造になるかというのがわからないんです。

代表的なのが養豚でありまして、うちの地元には、大企業で、企業的にやっている人もいれば、家族経営の養豚農家もいます。家族経営の養豚農家は物すごい怒っていますよ。業界の団体にも、自分たちはだまされているんじゃないかと言っている人だっているんですよ。結局、生き残るのは大規模だけで、家族経営は生き残らないんじゃないか、構造改革とか競争力をつけるというのは、自分たちが淘汰されることを意味するんじゃないか。

豚肉の差額関税が維持されたといったって、ちっちゃな競泳パンツみたいな三角形しかないんですよ。定率の関税はない、定額の関税は五分の一以下に減っている。これで影響がないなんて言えるわけじゃないですね。必ずそこで何かが起きます。

んですよ。

マルキンをやりますといったって、マルキンは大きくやっている人にはメリットがあるけれども、平均の価格ですから、平均点以下の人は淘汰される効果もあるわけです。それでいいといえはそれでいいのかもしれないけれど、日本国全体で見たら。だとするならば、もうちょっと正直にこの対策を打った結果どういう産業構造になるかというのは言うべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 お答えいたします。

豚肉の話でございますけれども、このこともたびたび御答弁を申し上げてまいりましたが、一つは、やはりアジアを中心に、我が国以外の豚肉の需要が急激に伸びるということだと思います。そのことを見越して、中国企業がアメリカやニュージーランドの大手食品パッカーを買収するなどのいろいろな動きも出ております。

そういうことを考えまして、我々は、畜産クラスター等の事業を入れさせていただきまして、家族経営の方々もしっかり生産コストの削減に取り組んでいただけるように支援をしておりますし、また、優良な種豚の導入を図る等々の生産向上に対する支援もさせていただいてるところでございます。

また、マルキンの法制化につきましても、今御審議をお願いしているところでございますので、今後とも、引き続き生産農家の皆さんの所得が確保されて、国内生産が維持されていくというふうに見込んでおります。

○福島委員 今のような答弁を何度も繰り返して、もう既に審議を何度もやって、私、地元へ回って、そういう説明をしているよとみんなわかっているわけですが、農業新聞も読んでいます。それがきちんとともに信じてもらっていないというところを私は謙虚に受けとめるべきだと思いますよ。コストが下がるというのは、二つあると思うんです。みんなコストが下がれば、それはハッピーですよ。そうじゃなくて、コストが低い人だけが

生き残って、コストが高い人が淘汰されるということもあるんです。国で見たらどっちでも同じですよ。

どっちを指しているんですかというのは、私は正直に言うべきだと思うし、それによって講じる対策の中身というのは変わらざるを得ない。少なくともマルキンは、全部を残す効果につながるよりは、むしろコストの安い人の方に有利に働く制度だと私は思いますよ。だから、それをどうするかというのは私は正直に言うべきだと思います。

そして、マルキンの法制化もおっしゃいました。恐らく、あとの国会の会期を考えれば、マルキンの法案をほかの法案とともに通すのは、今国会は無理だと思いますよ。

でも、これも何度も我々議論しましたけれども、何であれは施行日がTTPの発効の日なんですか。オバマの後の大統領がトランプになるかヒラリーになるかわかりませんが、仮にどっちになっても、漂流したり、アメリカの批准まで京都議定書のように長くかかったり、あれは結局批准しませんでしたけれども、かかる可能性があるんですよ。それまで農家はなぜマルキンの法制化を待たなければならぬのか、明確に御説明ください。

○森山国務大臣 福島委員にお答えいたします。現場に早期のマルキンの実施を求める声があることは私も承知をしております。

一方、牛・豚マルキンの法制化は、TTPの協定による関税削減等の影響に対応するものである以上、実際にその影響があらわれる協定発効日から実施することが適当であるというふうに考えております。このため、政策大綱においてもTTP協定発効に合わせて実施するとされたところでございます。

こうしたことから、牛・豚マルキンの法制化については、政府が今国会に提出しているのとおり、一括法として、他の法案や協定案とともに総合的、一体的に御審議、御判断をいただくことが適当ではないかというふうに考えています。

○福島委員 その答弁では畜産農家がかわいそうですね。状況は変わったんです。この国会でTTPの関連法案が通るんだつたらその答弁でいいですよ。ゴールデンウィークで、もう会期末まで一カ月もない、その状況でその答弁をするのが本当に誠実なんですかね。TTP対策だと言わなければならない。もう既にマルキン制度はあるわけじゃないですか。あるのを法制化するだけなのに、なぜTTPが発効しなければこれは施行できないんですか。

我々は、この資料二にあるように、TTP関連法案から切り離しをしてこれだけを先にやり、しかも、公布の日即施行するという法案を用意しております。

これは、ここにいる人で反対をする人は誰もいないと思いますよ。あとこれだけ通すんだつたら、残りの会期でもできるんです。委員長提案でもできるんですよ。森山大臣、これはやった方がいいと思いませんか、どうですか。いいと思いませんか。

○森山国務大臣 先ほど御答弁を申し上げたとおり、政策大綱においても協定発効に合わせて実施をするということになっておりますので、ぜひ、今国会に提出をしております一括法として、法律案や協定案とともに総合的、一体的に御審議、御判断をいただくことが適当であると考えております。

○福島委員 農家の気持ちに寄り添う大臣らしくない答弁です。これは大臣の判断でできるんですよ、本当に。あるいは、我々委員全部がそうしようと言ったらできる話ですよ。誰も困らないじゃないですか。何でできないんですかね。本当に私は残念でなりません。

せっかく我々も法案を提出しているんですよ。野党に手柄を立てられるのが嫌だということだったから委員長提案だつていいし、政府が同じ法案を出してきたら、そのまま審議しないで賛成しますよ。みんなそうだと思いますよ。もうちょっとそういうのに寄り添ってやった方がいいと思います。

次の再生可能エネルギーの話に行きます。

農村が稼ぐのは、農業であるとともに、これからはエネルギーが一番大事になってくると思っています。

それは、一つは、FIT制度というのができた。FIT制度というのは、二十年間、ある程度の利益が出るのが予見可能なわけでありまして、この事業は金融の対象になる、ファイナンスの対象になることもできるという意味では、民間のお金が入って開発することができるといふ効果があります。

また、送電分離というのがこれから行われますから、送電線というのは、ある意味、今までの公共用の道路のように、いろいろな人がその送電網を使ってさまざまなビジネスができるという意味では、大いなる可能性が広がります。

ただし、今までFITをやってきたのは、メガソーラーのように、農家の皆さんや森を持てている皆さんが自分の土地を売って、その売却益を得るだけで終わっちゃっているんですよ。それを自分たちで発電してビジネスをやれば、二十年間にわたって収入が得られる、その収入を使って農業に投資すれば農村も活性化、林業も活性化、そういうすばらしい仕組みであるということとはもう皆さん御承知のとおりだと思います。

農水省も農山漁村再生可能エネルギー法というのをつくりましてやっていますけれども、私はこれはまだまだ不十分だと思っております。

そこで、まず最初に、FIT法とか農山漁村再生可能エネルギー法施行以降、今現在の農山漁村における再生可能エネルギーの導入状況というのをどのように評価されているか、大臣にお答えいただけますでしょうか。

○末松政府参考人 お答えいたします。農山漁村における再生可能エネルギーにつきましては、先生御案内のとおり、まず太陽光、それから小水力、それから木質バイオマス、三点あるかというふうに思っております。

太陽光につきましては、各地でいろいろな取り組みが進んでおります。それは、農地を活用してのもの、それからそれ以外のものもあつて、その数は、御案内のとおり、どこまで農地がやるかというので数字が違いますが、かなり進んでいるというふうに承知しております。小水力につきましても、百を超える実例が出ているというふうに承知しております。あと、木質バイオマスについても、発電所が数十カ所できていくというふうに認識しております。

このようなものについては、今後の農山漁村の資源を活用した、先生おっしゃるような、有力な経済的な活動になると思うので、諸般の政策を動員して進めていきたいというふうと考えているところでございます。

○福島委員 この問題にずっと取り組んでこれている末松局長が答弁に立たれましたので、関連のことをお聞きます。

地元を回つていて、土地改良区の役員さんがみんなおっしゃるのは賦課金。水利費をみんな払ってもらえなくて、この徴収が大変なんだよという話をよく伺います。

うちの地元は茨城県でありますので、三・一の一の原発の事故以降、電気代が上がっていますから余計大変になっていて、私も総会などにも出させていただきますけれども、経費のうちの電気代というのは物すごく高いんですよ。もつとその電気代を払うなんてばからしいじゃないですか、水路の上に太陽光パネルをばあつと張っちゃつて、電気をかうんじやなくてむしろ売つて、その売った金で賦課金を減らせばいいじゃないですかというようなことをよく言います。

先進事例で、鳥取県の倉吉市の天神野土地改良区というのがそういうのをやっているという話で、私も地元の土地改良区にいろいろ話をするんですけども、皆さん、半信半疑でやつてくれないんですよ。そんなうまい話、あるのかねというのと、あと、誰と組んだらいいのかねと。農村で、今まで太陽光とかは、一方向的に土地を

売つてくれとか、よその業者が入つてきて、売却益はあるけれども、その後二十年間発電を続けて、利益を得て何をやるかという発想はなかなかないんですよ。こういうのはどこに原因があると思われませんか、末松局長。

○末松政府参考人 的確な御答弁ができるか心もとないところでありますが。

今、小水力発電とか太陽光発電、いろいろなものについて得た売電収益について、例えば土地改良施設においては、平成二十二年までには、土地改良施設の操作に必要な電力料金、発電施設の運営経費、発電施設が設置されたダム等の共用施設の維持管理費、そういうものに限定されて充当するということになっていました。売電利益が出た場合、それを使えるものがこういうものだということに決まっていたわけでございます。しかし、平成二十三年からは、これらに加えて、土地改良施設全体の人件費を含む維持管理費に充当可能というふうになっております。

こういうことを認識していただいて、であれば、土地改良施設全体の人件費を含む維持管理費に使えるということであれば、そういう発電をするということによって、土地改良区の運営そのものにかかるプラスになるという御認識をされて、それを進めるといふようなところが出てきているということだとおもうに思っています。

一方で、こういう事実についての御認識がまだ十分ないというか、我々の周知も足りないところがあるのではないかとこのように思っています。で、売電収入があつた場合、こういうものに使えというふうなことをきちんと御説明していくのが大切じゃないかというふうに思っております。

○福島委員 ありがとうございます。

私は、もつと大事な点がもう一点あると思うんですよ。F・I・Tができてから、先ほども申し上げましたように、これはファイナンスの対象にもなつて、ビジネスとして成り立つんですよ。だから、みんな太陽光をやりたいという事業者はいっぱいおり

ます。でも、一方、農山漁村に住む人にとつてみたら、よそからやつてきたそういう金融マンみたいな人と交渉するのは苦手だし、何かだまされるような気がして先に進めないとなるんですよ。

土地改良の今までの運営費の部分に充てるといふのはいいんですけども、さらに利益が出た分をそういう人にどのくらい分け与えますよというふうな例えばガイドラインとかルールがあつて、民間の人と土地改良区の人とかが利益をシェアできるような仕組みがあればもっと進むと思うんです。いきなり土地改良区の理事長さんや理事さんたちが、太陽光発電をやりたいと準備するのはなかなかできません。民間の人が提案をして、では、あなたたちと組んで、アライアンスを組んでやりましょうと言ふんだつたら進むようになるんですよ。

ただ、そこは残念ながら今ぐくぐくして、例えば小水力発電でも、交付金の中でありまされども、利益が上がつたら、その分の一定部分は国庫に返さないとなくなっているんですね。それじゃ民間の人は入れません。民間の人は入れない。だから、補助金を使つて小水力発電所をつくるどころまでいくけれども、そこから出た利益を使つて何かをしようというのはいないんですよ。私は、そこをぜひ農水省に整備してほしいんです。

あるいは、今、余剰の余り使っていないような農地は転用できるとありますけれども、私の地元でこういうのがあつたんですね。国道沿いで優良な田んぼを広く持っています。でも、水田農業だけじゃだめだから、施設園芸もやりたい。しかも、それを使った加工施設もやりたい。その加工施設のそばには直売所とかレストランも置きたい。ただ、どうも黒字にはなりそうもない。だから、農地、農振地域なんだけれども、そこを一部太陽光を張つて、その得た利益で加工施設とか直売所とかレストランのランニングコストを出したいというビジネスモデルを持ったとしても、今、農地は転用できません。全てを転用したらだめですよ。だめだけれども、

農家がみずからの発意に基づいて、その利益を自分たちの農業振興のために使つたつたら、それこそ特区で、私、自分でやつて余り好きじゃない政策で、この間も農地の株式会社保有で、があが言いましたけれども、例えばこういう特区ならいいと思うんですよ。農水省がちゃんと認定をして、みずから太陽光発電をやつて、その利益を農業に投資して農業の振興を図るといふんだつたら、やればいいと思うんですよ。これはやはり法律改正が必要だと思ふんですよ。

こういう何か思い切つたことをやるおつもりはございませんか。どちらでもいいですけれども。○末松政府参考人 今先生はF・I・Tに関するビジネスモデルとして例示をされました。確かに地域において、F・I・Tによる売電、それと農業振興をあわせてやるというのは、これから重要になってくると思います。

一方、農地との関係でございますが、農地転用許可制度や農業振興地域制度は、優良農地の確保を図りながら、転用を農業上の利用に支障が小さい農地に誘導することによって、地域で発生する転用需要にも適切に対応するという仕組みになってございます。

太陽光パネルにつきましては、まず、小集団で生産力が低いなど、そういう農地については既に転用が可能である。また、おおむね十ヘクタール以上のまとまりを有するなどの優良農地についても、再生利用が困難な荒廃農地等については、農山漁村再生可能エネルギー法を活用することによって転用が可能になっているという状況でございます。

これらによつて、地域農業の健全な発展と調和のとれた形で太陽光発電の導入の促進を図つていくということでございます。

先生がおっしゃられるのは、これに一步また越えて、一定のまとまりがあるようなところということでございますが、現行においては、一定のまとまりがあり、利用可能な農地にまで太陽光パネルの設置を可能とすることは、優良農地を確保し

つつ食料自給率の向上を図るという現在の食料・農業・農村基本法が目標達成に支障を来すおそれがあるから適切じゃないというのが現在の整理でございます。

○福島委員 局長の立場だとそう答弁するしかないのかと思って、本心は違うと私は信じたいんですけども。

逆に、優良農地を持っている人がプロの農家が多いんですよ。これから耕作される見込みのないような農地を持っているところは、そういうことをやる体力すらもない方が多くて、むしろ、今元気に何十町歩も田んぼをやっている、それからさらにステップアップしようとする人が、太陽光パネルを張ってというビジネス的なことを考えるんですよ。そういう人にとって非常に制度的に不備が起きて、やりづらい問題になっているんですね。

林野庁長官もいらつしやったので、バイオマスもお聞きします。

うちの地元も補助金を使ってバイオマス発電をやっているんですが、今、残念ながら、国産はポイラーがでかいのしかないんですよ。タクマとか石川島播磨とかいうような大きいのがなくて、補助金である地域にバイオマス発電を一個つくっちゃうと、みんな燃料をそこでとっちゃって、本当はやりたいっちゃな村みたいところはできないですね。

私は、このバイオマスを進めるのは、一番のポイントが、どれだけ小規模で発電を行い、数件でいいから、熱と電気と両方売れるようなビジネスモデルで、しかも、一つの森林組合とかで抱えられるような規模でやるのが、実は一番山村にとってはメリットがあるんだけど、農水省さんの補助金を得たでつかい何とか組合がつくったようなもの、特定のところを言っているわけじゃないんですが、それができると、ほかがそれをできなくなっちゃって、山村振興にならないんですよ。そういう意味では、農水省さんの主導で、FITの木質バイオマスの小規模のころの単価を上

げた、これはすばらしい目のつけどころだと私は思うんですけども、もうちょっとこの小規模バイオマスを進進するような施策を講じた方がいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○今井政府参考人 お答えいたします。

木質バイオマスのエネルギー利用につきましては、本格的な利用期を迎えております我が国産材の新たな需要先となる、そういう観点だけではなくて、地域の活性化ですとか雇用創出ですとか、そういう地方創生の面でも貢献できる分野であるというふうに考えております。

そういった意味で、固定価格買い取り制度の木質バイオマスの発電の買い取り区分におきまして、平成二十七年年度から新たに二千キロワット未満の小規模区分の高い価格の区分設定がなされたことは、地域の未利用間伐材等の利用に弾みがつき、かつ、それを通じて地域の活性化にも資するというふうに歓迎しております。

今後、さらにこうした小規模区分の活用を促していきたいと考えておりますけれども、さらに、固定価格買い取り制度の対象にはなりません、木質バイオマスポイラーなど小規模な熱利用の施設につきましても、平成十九年度には約五百程度しかなかったものが平成二十六年度には約二千カ所以上になるなど、木質バイオマスの熱利用が広がり、かつ、それが地域の活性化に貢献している事例も増加してきていると承知しております。

今後とも、未利用間伐材等の木質バイオマスにつきましても、発電だけでなく熱利用も含めまして、地域の活性化に結びつける観点を重視しながら、その推進に当たっていききたいと考えております。

○福島委員 きのうも事務方から話を聞いた、熱の話ばかりするんですよ。

でも、FIT制度があつて二十年間は利益が上がるわけだから、やはり熱電、熱と電気と両方のタイプがいいと思うんです。しかも、ちっちゃな単位ですね。

これには、ポイラーをつくっているところを見たら、オーストリアとかドイツの会社で、日本のがなかったりするんですよ。そういう意味では、ちっちゃなポイラーを開発するような促進もメーカー側にやる必要があると思うし、そうすると、役所も超えたさまざまな対応になるんですよ。

小水力も進まないのは、この再生エネ法があつたとしても、許可を得るのはやはり大変なんです、不透明なんですよ。今まで前例もないから、県とかに申請してもなかなかおりない、それでやりたがらない。事業リスクが多いんですね。

でも、私は、この話は宝の山だと思つていました、農林水産省のもう一つの大きな柱になるべきものだと思うんです。でも、きのう説明してきた人に聞いたら、名刺には食料産業局再生可能エネルギーグループといつて、課でも室でも何でもないんですよ。機構・定員要求もしていないわけですよ、この再生可能エネルギーのものは、誰がやるんですかと、課長級以下九人と言ってます。

私は、審議官も置いて、でつかい部にしてもいいぐらいだと思つし、さらに言えば、水利権の話であれば国交省とか経産省も絡むであろうし、産業政策的な、さっきのポイラーの話でいけば今度はメーカーも絡むだろうし、法律を改正して、さっき言った優良農地であつても農業に資するものについてはエネルギー、食料両方の基地みたいなものをつくつていって、やることはいっぱいあるんですよ。きちんと機構・定員要求もした上で、再生可能エネルギーの導入に向けた実施体制をしっかりとつくるべきだと思います。

最後に、大臣、これは本当に大事だと思うんです。僕らは、この後で、分散型エネルギー導入四法案というのをつくつて、私自身はエネルギー協同組合というのをつくつて、利益が外部の市町に流れないように、協同組合内で循環するような仕組みというのを議員立法で提案して、衆議院にもう提出しております。一番、TPP対策でわけのわからない対策をやるよりも、こつちの方が効果があると思うんですよ。

農水省として、しっかりと体制を組んで、各省の縦割りを超えて強力に推進する体制をつくるべきだと思いますけれども、大臣、どうでしょうか。これからの推進に関する決意も含めてお聞かせください。

○小里委員長 森山農林水産大臣、簡潔にお願いします。

○森山国務大臣 お答え申し上げます。

農山漁村に豊富に存在をするバイオマス、水、土地等の資源を活用する再生可能エネルギーの導入促進というのは、地域の活性化につながる取り組みとして重要であると思つておりますし、そこは委員と全く同じ認識でございます。

今、農林水産省といたしましては、食料産業局に課に準じた再生可能エネルギーグループを設置をして、努力をしております。審議官も置いているところであります、今言われましたようにさらに拡大をしていかなければなりませんので、組織のあり方等についても検討を進めさせていただきます、現場の皆さんにしっかりと御説明ができて、なるほど、我々の地域にはこういう資源があるんだなということを御理解いただいて、活用していただけるような対応をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○福島委員 ありがとうございます。

補助金とかを出すだけじゃなくて、民間の資金を入れるというのが大事ですから、その民間の資金が入りやすい環境を整備していくという観点から、ぜひこれから進めていただいて、やらなければ我々がやるという決意を示させていただいて質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○小里委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 民進党の金子恵美でございます。よろしくお願ひいたします。

冒頭、熊本地震で被災されている皆様方の早期の生活再建を心からお祈りしたいというふうに思っていますし、私たちも、党派を超えて心をつなげて、被災地の皆さんの命とそして生活を守らなく

てはいけないというふうに思っております。

恐らく、今後、私も、福岡の被災地の人間としては、熊本でもやはり子供たちの心のケアということも必要になってくると思ひますし、そしてまた、第一次産業を再開することなく本場に苦しんでいる人たちが今もお多量にいらつしやる福岡の現状でありますけれども、熊本でも心が折れないような対応をしていかなければいけないというふうに思っているところでもあります。

そこで、まず最初に、今回の熊本地震の発生を受けて、四月十五日、森山大臣を本部長とする緊急自然災害対策本部が設置されて、そこで被害状況の速やかな把握に力を入れるということに進めてこられたわけでありまして、もう既に先ほど御答弁もありまして、一千百億円の被害状況であるということがあります。

少しそれを質問しようと思ひましたが、今の現状の額は出ているということではありますので、ちよつと切り口を変えていただきますと、当然のことながら、今後被害はもつと出るかもしれない、そしてまた、農業者の方々、あるいは第一次産業の方々とにかく寄り添う形で、しっかりと地元足を運びながら、本当に細かい点にも配慮しながらの被害状況の把握ということをしていかなければいけないと思ひます。

それについてどのようなお考えで取り組まれるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○森山国務大臣 金子委員にお答え申し上げます。

金子委員も東日本大震災で非常に厳しい状況の現場を見ておられますから、熊本にお寄せいただくお気持ちというのは本場によく理解ができますし、ありがたいことだと思ひます。

私も現場を二回見させていただいて、農家の皆さんや漁業者の皆さんが、どうしても頑張ろうという気持ちになっていただく対応というのをスビーディーにやらなきゃいけないという強い思いをいたしましたし、また、幸いにして九州農政局というのは熊本に置いているものですから、

我々としてはマンパワーについては非常にスビーディーな対応ができることをごさいますして、その九州農政局の皆さんも本場によく頑張つていただいております。

また、最初は食料の供給というのが我々の責任でございまして、ここをまずしっかりやろうというところでやっております。

おかげさまで、民間の方々の御理解もいただき、また自衛隊等々の配送等の御協力もいただき、一定の御評価をいただけるというところまで参りましたので、食料の供給というところは一つの見通しが立ったのではないかと思ひます。今からは、どう復旧復興を図っていくかということに重点を移して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○金子恵委員 大臣が今おっしゃった、スビーディーに取り組んでいくということで、一番最初に被災地に足を運ばれたのは五月の二日だったというふうに聞いておりますけれども、そのときにも熊本県知事と面会をされて、まさに先ほどもおっしゃってられましたけれども、前例にとらわれず、スピード感を持ってしっかりと第一次産業の復旧復興に取り組んでいくことをおっしゃっていったということでもあります。

もう既に、支援対策についてということで昨日発表がされたところでもありまして、たかさんのメニューがこれからは必要になってくるんだと思ひます。現段階で使えるこの対策、しかし、前例にとらわれないという部分については、やはりしっかりと、繰り返しになりますが、地元の現状、被災地の現状というのを把握して、丁寧な対応をしていただきたいというふうに思ひます。

繰り返しになりますが、東日本大震災から五年たつてもまだ再開できない多くの第一次産業の方々がいらつしやるということを御理解いただきたいと思ひますし、そうならないでほしい。いつも申し上げていることですけれども、特に福岡の教訓をとにかく生かしていただきたいというふうに思ひます。

たいというふうに思ひます。

そこで、水田営農再開連絡会議、これも既に五月の五日の段階で新しい組織として立ち上げたというところがございます。水稲、こしはもうできない、米づくりができないという方々の転作も含めて、いろいろな相談を受けるというようなことで、いろいろな検討をこの連絡会議で行っていくというところで理解をしているところであります。が、メニューをたくさん見せられても、やはりどこかで心のよりどころというのは必要になってくるんだというふうに思ひます。

九州農政局の皆さんは本場に頑張つていただいているというふうに思ひます。私はいつも申し上げておきますけれども、農水省が本場に一番地方を知っている、地域をよく知っている人たちの集団だというふうに、霞が関の中では一番だというふうに私はいつも思ひます。そういうふうな強化をしていかなければいけないというふうに思ひます。おっしゃっていただいたというふうに言葉をおっしゃっていただいたというふうに思ひます。が、まさにそういう窓口が必要になってきます。

そこで、九州農政局の地方参事官ホットライン、これも設置されたというふうに聞いています。その機能を十分に生かしていただきたいというふうに思ひます。残念ながら、もしかすると、この地方参事官ホットラインというものの存在すらまだ被災地では理解をされていないのではないかと思ひます。今後の取り組みはどうなされますでしょうか。

○森山国務大臣 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、やはり農家にとつて田植えができないというのはかなりのショックだと思ひます。ですから、そこをどう寄り添っていくかというのは大事なことでございまして、JAさん、県、そして我々農政局と、三者が一緒になりまして水田営農再開連絡会議を設置させていただいて、自分たちの地域ではどれぐらいのところは田植えができるかな、あと

は、では大豆をどうするか、大豆も無理だとすれば、ではソバをどうするかという、いろいろな協議をしていただくということでございます。いろいろなことが、大豆を植えるといつても、種子の問題もあつたり、いろいろな品種がありますので、その準備もさせていただかなければなりません。が、そういうところは割と順調に進めさせていただいていると思ひます。

ただ、まだ麦を刈り取つてみないと農地がどうなっているかわからないところもあるものですから、そのことも頭に入れないながら対応をさせていただきます。というふうに思ひますし、やはり農家の皆さんが再生産に意欲を持っていたらいい、そういうふうに考えております。

また、先生御指摘のとおり、いろいろなシステムがありまして、制度がありまして、なかなか現場にそれがおりていかないということもあります。これは地方自治体あるいは農業団体等を通じて我々が徹底してPRに努めてまいりたいと考えております。

○金子(恵)委員 それで、情報現場にもおりていかないかもしれない、そういうみずからの御指摘もあつたんですけれども、今ほど私も申し上げましたように、九州農政局の地方参事官ホットラインをどのように機能させていくか、これは私はすごく重要な部分だと思ひます。

それで、当然、さまざまな情報を的確に、被災者の方々、被災農業者の方々も含め、とにかくしっかりと届けるという仕組みをつくっていかなくてはならないというふうに思ひます。もう一点申し上げますと、先ほど、心が折れないような対応をしていただきたいということを申し上げました。第一次産業の方々が生産活動等ができない状況にあつて、本場にお苦しみになっていらつしやると思ひます。もちろん、生活の再建というものも第一であらうとは思ひますけれども、生活とそして自分たちの仕事、誇りを持つてやってきた第一次産業に従事するということは一体なんだ

と思います。そこを御理解いただきながらどのような対応を窓口でできるかということだと思っております。

東日本大震災の原発事故で、私たちの福島では、避難を余儀なくされた地域の中で、酪農家がみずからの命を絶った、そういう本当に悲しい出来事もございました。そういうことを決して起こしてはいけないというふうに思っていますが、心のよりどころとなるようなそういう相談窓口をしっかりと設置しているのかどうか、もう一度確認させていただきます。

○加藤大臣政務官 金子委員の御質問にお答えいたします。

先ほど委員の方からも御指摘ございましたけれども、全くそのとおりだと思いついて、農林水産省としては、四月二十八日に、平成二十八年熊本地震で被災された方々の相談に応じるための窓口を、熊本県だけでなく、その他九州各県の支局、駐在所に設置したところでございます。

支局等の地方参事官は、くまなく各地域に出向きまして、農政を現場にしっかりと伝えながら、そしてまた現場の声をしっかりと聞き上げて、現場とともに解決をする機能を持つておるところでございます。

この地方参事官の機能を生かして、被災された農林漁業者が一刻も早く経営再開できるように、今般取りまわして公表した対策の周知に努めるとともに、被災された農林漁業者からの要望や相談を積極的に聞き取るによりまして、きめ細かな対策の実施に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

〔委員長退席、逓委員長代理着席〕

○金子(恵)委員 情報を提供する、そしてまたニーズを把握する、そういう窓口なんですけれども、繰り返しになりますが、ぜひ、農林水産業に携わってこられた方々の心のよりどころになるようなそういう窓口であってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは、私の地元の福島のごと、福島の再生についてまたおたのしいというふうに思います。

前回、私も、森林法の改正案の審議のときに、森林法の改正では、森林所有者に対して伐採後の造林の状況報告の義務づけをする、そして再造林を確保するというような内容がありましたので、それについてもいろいろと質問させていただきましました。その質疑を進めながら、やはり私は、あの福島の美しい森林を本来の形に戻したい、そういう思いを持ちました。しかしながら、残念ながら、福島県内では、原発事故による原子力災害の被害によって、これまで伐採できない地域がございました。

それで、福島県は、指定廃棄物となる一キロ当たり八千ベクレルを超える樹皮の発生を抑制するために、平成二十六年十二月に民有林伐採・搬出指針を出し、木材業者らに通達いたしました。

県の調査では、空間放射線量が毎時〇・五マイクロシーベルト以下の森林では八千ベクレルを超える樹皮が確認されなかったことから、伐採地が〇・五マイクロシーベルト以下であれば伐採・搬出を認めているということでした。また、〇・五マイクロシーベルトを超えた場所でも、樹皮が一キロ当たり六千四百ベクレルを下回った場合に限り伐採・搬出を可能としているということでもあります。こういう状況です。

ですので、もちろん、国が皆伐、再造林という施策を進めようとしたとしても、福島ではなかなか現状難しいということもあります。しかし、やはりさまざまな支援を得て、ふるさとの森林を再生したいという思いの事業者の方々が今立ち上がっているところでもあります。

このたび、県の木材協同組合連合会が原子力規制委員会のモニタリングによる空間線量データを分析し、伐採可能な範囲を推定し、原木伐採・搬出基準を下回った地点のデータを発表したところでもあります。今回のデータでは、田村市の都路、檜葉町、川内村、広野町の地点で基準を下回った

のは全体の六〇・八%となっていたというふうにも示されるようなところでもあります。これらの区域というのは、もう御存じのとおり、避難区域であったところで、解除あるいは一部解除されているような地域であります。

先ほど申し上げましたように、国の施策が皆伐、再造林を進めようとする、だからこそ、今回の森林法等の一部改正だったということであつても、このように大変厳しい状況の中にある福島県であります。

しかし、やはり林業をとにかく再開したいということ、このように基準を下回った地点というのが全体として六割以上、この地域の中での話ですけれども、六割にもふえているということでありますので、ぜひここで、やはり国として、再開を目指している事業者をしっかりと支援していくということをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○今井政府参考人 お答えいたします。福島の森林・林業の再生につきましては、福島県が大森林県でもありますので、非常に重要な課題だと認識しております。

そうした観点もありまして、本年三月九日に、復興庁、農林水産省、環境省の三省庁によりましてプロジェクトチームが開催されまして、福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組が取りまとめられたところでございます。

その内容といたしましては、御案内のことと思いますが、里山再生モデル事業の実施というものが中心に位置づけられておりまして、そこにおきまして、林野庁としてもさまざまな対策を講じていくこととしております。

現在、先ほど先生から御指摘がありましたように、個別の事業者への支援として実施しておりますものは、例えば、原木の加工段階で発生する汚染された樹皮の処理についての支援ですとか、あるいは、避難指示区域等において被災した木材加工流通施設の復旧ですとか、それはどれも復旧復興あるいは放射線対策として実施しているもので

ございますけれども、今後、線量等が低下する中で、福島の森林・林業の再生に向けて、川上から川下への事業者への本格的な支援をしていくことが重要になってくると思います。

そのためには、まず、今後具体化いたします里山再生モデル事業の成果を踏まえまして、空間線量の低下状況あるいは林業事業者の要望、そうしたものの勘案しながら総合的な対策のあり方について検討していく、そういうふうを考えております。

〔逓委員長代理退席、委員長着席〕

○金子(恵)委員 PTの中で、二回の開催だったんですけれども、そこで基本方針が示され、里山再生モデル事業が存在しているということも承知はしているのですけれども、それだけではない仕組みというのをさらに進めていかなくてはならないというふうに思っております。それで、前回、PTはこれから必要に応じて開催されるということであつたというふうに思いますが、繰り返しになりますが、たつた二回のPTの開催で全て決めてしまつて進めるということではないというふうに思っておりますので、ぜひそこはよろしく願ひいたします。

そしてさらに、高性能林業機械についてなんですけれども、この導入というのは今まさに重要な課題になっていると思ひまして、作業員の被曝を低減させるというためにも、この導入の事業というのを本当であればさらに拡大すべきだということに思っております。

ところが、平成二十七年までの三年間で、この震災復興林業作業システム導入支援事業、これは三年間でとりあえず終わるということ、この事業自体は五年間の機械のリースの支援でありますので、二十八年以降ももちろん続いているはずなんですけれども、二十八年以降というものはもう新規採択はしないというようなことで理解をしております。

実際に三年間で二百の事業者も採択されているということ、大変活用されている事業で、国の

補助率が二分の一でありまして、随分事業体にとつては本当にメリットのあるものでした。ぜひ、こういう事業をしつかり継続していくということを検討すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○伊東副大臣 金子委員の質問にお答えいたします。

福島県森林・林業の再生に向けましては、林業の低コスト化を進めることが重要でありまして、施業の集約化や路網整備の加速化とともに、ただいまお話しございました高性能な林業機械の導入、こうした機械操作にも対応できる若い担い手の確保、育成を進めていくことが必要である、このように思う次第であります。

高性能林業機械の導入につきましては、これまで購入補助を主体に支援をし、平成二十五年末時点での保有台数は六千二百二十八台となっているところですが、今後の導入に当たりましては、購入補助に加えまして、リース方式による支援の充実を図ることも必要と考えているところでございます。

また、若い担い手の育成に関しましては、緑の青年就業準備給付金事業による林業大学校等での林業就業を目指す青年への給付金の支給、また、緑の雇用事業によりまして新規就業者を対象とする三年間の技術研修等の実施を通じ、効率的な作業を主導する現場技能者としてステップアップを図っていくことが重要と考えております。

今後とも、こうした取り組みを通じ、福島県林業を魅力あるものとし、福島県森林・林業の再生の実現を図ってまいりたいと考えております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

まず、高性能林業機械の導入をしつかりと支えていただきたいということ、もちろん、それを活用するためにも、若手の林業従事者の育成ということもしつかりとお支えいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願ひいたします。

時間がちよつと限られておりますので、質問を

幾つか飛ばさせていただきます。今度は、福島県の農業の復興再生について質問させていただきますというふうに思います。

三月の二十五日に、避難地域がある十二市町村を中心に、農業の復興再生を技術面で支える浜地域農業再生研究センター、福島県地域農業再生拠点整備事業と復興交付金の活用によりこれが開所したわけですが、センター開設の事業というのは本当に面白い話題でございました。

実際に、営農再開に向けて、農業者の方々を支えるためにしつかりと技術研究が進められるというのを期待しているところでありますけれども、これまでも、農業・食品産業技術総合研究機構、農研機構、それと環境創造センターや、ほかの普及機関との連携もなされていたところでもあります。

そこで、実際に目標となるのは、農業者が安全な農産物を収益性を損なうことなく安心して生産し、そして農業者が将来に夢と希望を持つて農業に従事するようになるということでありまして、それをするためには、長期的な研究とそして長期的な計画をしつかりと持ちながらそれを進めるということだと思っております。

今後、このセンターの研究、運営について、長期的な支援というものを国としてもしつかりと継続していくべきだということに思っているのですが、国の責務としてこのような支援をしていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○森山国務大臣 お答えいたします。

避難地域等における営農再開に必要な試験研究を行うために、農林水産省といたしましては、福島県による浜地域農業再生研究センターの整備に對して支援を行ってまいりました。本年三月に開所を迎えられたことは何よりだったと考えております。

今後は、本センターを拠点としつつ、平成二十五年四月に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が福島県と締結をいたしました基本協定書に沿って、被災地域における営農再開に向

けた共同研究や人的交流を通じた連携協力をしつかりと実施してまいりたいと考えております。

○金子(恵)委員 そうしますと、連携という形で支援ということだと思ひます。

私は、長期的な支援というのは、人だけではなくて、今後維持をしていくため、あるいは運営という意味での支援をしつかりとやるべきだということに思ひます。やはり、原発の事故によつて被害を受けた地域の再生であります。原発は国が推進をしてきた。国の責任というのは大変重いものだというふうに思ひますので、ぜひしつかりとそこも取り組みをしていただきたいというふうに思ひます。

福島県も実は、原発事故被害を受けた浜通りで、園芸農業再開に向けて、施設整備費の半額を補助するという仕組みをつくって頑張っているんです。補助を受ける認定農業者が水稲からの転作を望む場合には、浜地域農業再生研究センター、ここから助言そして指導を受けることができるというような仕組みで頑張っているところであります。そうすると、ますますこのセンターの役目というののは重要になってくるというふうに思ひます。

し、実際には、実はセンター開設に先行してリンドウやトルコギキョウなどの栽培の実証研究が行われていたということでもありますけれども、県外に出荷されたその切り花というのは、市場関係者から見ますと、風評被害もないと評価されていたり、品質がすぐれている、日持ち日数が小売店の求めを超えたということであったり、大変評価されているものになっておりまして、浜通りは、御存じのとおり、冬は温暖で積雪が少ない、日照時間が長いということで、花の栽培は農業再生の選択肢の一つというふうになっているということ、県の取り組みもなされようとしているところでもあります。

その取り組みの中で、今申し上げましたこの浜地域農業再生研究センターの役割は大変重要になってきています。そこで、先ほどおっしゃっていただきました農研機構との連携は、さらに強化

をしていくということではありますけれども、繰り返しになりますが、やはり、今ほど申し上げました浜地域農業再生研究センターの運営自体もしつかりと支える仕組みというのをつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○西郷政府参考人 お答えいたします。

先生おっしゃるとおり、いろいろな再生のための取り組みが浜通り地区で行われているということでございます。

農研機構といたしましても、先生御承知のとおり、これまでもいろいろな共同研究などさせていただきまして、一部成果が出てきているところでございます。

今回この浜通りセンターができてまして、県の方では四つの柱を考えていろいろ研究を考えてございますけれども、そのうちの幾つかにつきまして協力をしてまいりたいと存じておりますし、現に、特にセシウムの吸収がどうなつて、それからどういうふうな挙動していくかといったことにつきましては、国のプロジェクトでセンターにも参画をいただいて進めていくというふうな取り組みを続けて、協力をしてやってまいりたいというふうに存じております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

そろそろ時間が参りましたので、ここで終了させていただきますと思うんですが、農と福祉の連携の部分を残しました。そして、風評被害対策の部分も残してしまいました。

前々回でしようか、三月の九日のときでしようか、委員会で大臣に對しまして、私は、ぜひ福島県を毎日でも食べていただきたいということを申し上げさせていただきました。福島県でも、風評被害対策をしようとして、福島県の農産物の安全性をPRする、そういう動画をYouTubeに載せたり、本当に懸命に頑張っているのを見たいです。ですから、なかなか動画サイトを見にく

ださる人たちの数も少ないということもあって、いろいろな懸命の努力はしているけれども、この風評被害というのはなくならない状況にありま

最後に、もし大臣から一言あるのであれば、私は国際会議等ですっかりと福島の農産物等を食材として利用していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○小里委員長 では、簡単に。

○森山国務大臣 先日、新潟でG7の農林大臣会合をいたしました、そこでも福島の食材も利用させていただきましたし、また新潟宣言でも風評被害等についての考え方についてはきちっと宣言の中にまとめさせていただいておりますので、やはり今後とも努力をさせていただいて、福島はすばらしい農産物があるわけですが、それが正しく評価をされるように、一日も早い実現に向けて頑張らなさいいかなというふうに考えておりますので、引き続き努力をさせていただきたいと思っております。

○小里委員長 では、終了してください。

○金子(恵)委員 これで終わります。ありがとうございます。

○小里委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 おはようございます。民進党の村岡敏英でございます。

初めに、熊本を中心とする九州地方の地震で亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

さらに、農水の被害も大変あるようですけれども、昨日の記者会見でも、農林大臣が、しっかりと、営農再開のためには幾らかかってもやるという力強いお言葉をいただいたので、ぜひそこは熊本を中心とする農水被害には対応していただきたい、こう思っております。

さて、質問に移らせていただきますけれども、私もこの連休中はずっと秋田を回って歩きました。その中で、今ちょうど田植えの前の代かきであつたり、苗をつくっていたり、また山菜をとって、ゼンマイを玄關前に干していたり、そういう作業の最中です。そういう方々に話を聞きますと、やはりPPPに関して、全くわからない、そして

どんな状況になるのかという不安を述べます。

そして、農家の方で、二十キロの肥料を入れたものを背負ってまいている御夫婦がおりました。八十歳と七十五歳の母さん、その二人で、お母さんはあぜでお父さんの肥料をまいている姿を見ながら、そこに尋ねに行きまして話を聞いたら、これから田植えなので本当は浮き浮きしているんだ、またいい米をつくるんだ、こう張り切っておりましてけれども、今のPPPの問題であつたり農政をどう思いますか、村岡さん、もう諦めたよ、いいよ、どうでもいいから、もうそんなのいいから、まず全体のことと若い人のためにやってくれ、もう農業はだめなんだ、大規模しかだめなんだ、我々のようなところはもうだめなんだと諦めの声を言っていました。

それからまた、ゼンマイをもうでいるお母さんたち、五、六人いましたけれども、ゼンマイをみながら、村岡さん、もう投票に行かないから、行つたつて変わるはずがない、農業地帯なんかもうだめになるんだ、こういうようなお話をされます。

本日に農村社会が壊れそうになっているんです。その部分がやはり伝わっていない。よく予算委員会やPPPの委員会なんかでも総理に言うのと、農業は国の基だ、そして美しい田園風景、これを守っていくんだ、これが大切なんだと言っていますけれども、その言葉が伝わっていない。

それから、いろいろな対策をとっていただいているのはわかります。しかしながら、高齢者の人たちがその対策に追いついていけない。だから、それを担い手の人にも引き継ぐことができない。

そして、書類なんかも、大臣に聞きますと、簡素化していますと。ところが、実際の現場へ行つて聞くと、そんなのわからないよと言う。我々、今までやってきたものの中で、そんな書類がいっぱいあつて、そして老眼になって目も見えなくなつてきて、その中で、その書類が簡素化した、どこが簡素化したんですかと。それで、見せられます、その書類を。やはり面倒くさいです。やはり

り、そういう細かい配慮がない。

そして、特に言われるのが、私は自民党の秘書をやつていましたので、昔の自民党、政府は農家にもう少し優しくした、しかし、今はわかつていないし冷たい、こういう意見が非常に多いです。その現場のことが実際政府に届いているのかどうが不安なんです。

私も連休中、五月三日、ちよつといらっしゃらないですけれども、小泉農林部長が大潟村に来ました。確かに大潟村は先端的な農業をやつています。五百八十人が最初に入植して、三十八都道府県から意欲を持った、フロンティア精神を持つた人たちが入植して、十五ヘクタールの農地を、これは排水も悪くて、大潟村の人は非常に努力しました。その努力の成果もあるんですけれども、その方々は、米だけじゃなくて多品目をつくり、そしてみずから販売をする、そして三千人の人口の中で千人が農協の正組合員、そういう状況です。そして、一家の貯金額が五千万円。

これは農業の先端の、国がしっかりと支えながらやつた農業です。しかし、現実には秋田県内でそんな農家はほとんどいません。全国でもほとんどいません。そういう状況の中で、例えば先ほど言った、大潟村に視察に来ていただくのはありがたいです、私も何回も行つています。大潟村の人たちも頑張つています。しかし、それによつて、大潟村の例を出して、国際的に売れるんだ、農業にチャンスがわかつたと言っていますけれども、逆にそれはマイナス面になつています。

今困つてるところで、担い手に引き継ぐところのものをとつと視察しなきゃいけない。批判があるところを視察してこそ、それは農業の対策になる、そういう思いなんですけれども、大臣はどう思われますか。

○森山国務大臣 村岡委員にお答えいたします。村岡委員のおっしゃる面があることは、私も現場を歩いておりますので、よく理解ができます。しかし一方、非常に意欲を持って頑張つていただいている皆さんもおられます。我々は、やはりそ

ういうところに、皆さんが一緒に頑張つていただけるような農政というのを続けていくということ、大事なことではないかなというふうに思っております。

ただ、条件のいいところばかりではありませんので、条件が悪い地域であつても、やはり多面的な機能もしっかり果たしているわけでありまして、農村の集落の維持をどうしていくのか等々については、日本型直接支払制度をさらに充実していくという努力もしながら、農業に頑張つていただけるようにしなければいけないというふうに思っております。

特に、米の産地のところの皆さんの御心配というのはまた格別だなどというのはよくわかります。ですから、米政策をどう我々は御理解いただけるように努力をするかというのはまた非常に大事なことだと思つております。また、農家の皆さんにしてみますと、やはり米というのはちよつと意味が違いますので、そのこともよく理解をしながら努力をさせていただきたいというふうに思っております。おかげさまで、飼料米のところは少し新しいステージに入つてきたのではないかなというふうに思っております。

また、新潟に参りましたときに、集落営農で百ヘクタールぐらい頑張つておられる皆さんがおられまして、ここが実は香港やシンガポールに米の輸出をしておられるんですけれども、輸出用の米はこれがいい、ちよつと多収穫米の方がいいという選択もしておられて、非常に前向きに取り組んでおられます。

こういうこともしっかりと横展開をさせていただきながら、やはり農家が老いても元気に頑張つていただけるような農村社会というのをつくることに我々は努力をしなければいけないというふうに考えております。

○村岡委員 私も、大規模で成功している方々は、どんどん伸びて、国際的に日本の農産物を、また加工品を広めていただくのは、これは結構なことなんです。しかし、その事例は比較的出尽く

しているんですよ。

そこにいくと、農家の方々が、農業を政争の具にしないでくれ、与野党関係なく一緒にやってくれ、成功事例の人たちはどんどん伸ばしてくれ、しかしながら、農村社会が崩壊するようなところは、与野党別にして、一緒に現実を見てくれ、非難をしっかりと聞いてくれ、そういうところが足りない。

やはり、先端事例のところにやって、国際市場に出ていくみたいな、八億人市場に出ていくみたいな、格好いいですけども、それは、その人たちの成長産業として、大規模化した人たちはどんどん行ってくれ、こう思っています。

しかし、大きいところに聞くと、大体大きいところは余り政府の言うことを聞かない方が伸びていると言ってますね。余りそんな補助金とかそういうのを使わずに、規制緩和だけしてくればどんどん出ていくと。

だから、その意味では、農村社会を守るという意味は、規制緩和をしながら国際的に出やすいようにするのは大規模農家、しかし、小規模農家の農村社会を守っているところに関しては、やはりしっかりと目配りが必要だ、この二つの側面がなければ農地はどんどん荒れていく、その認識をしっかりと持っていていただきたい、こう思っております。

次の質問にかえさせていただきます。

その中で、今、私もこの農水委員会にいた中で、資材だとか農機具だとか、やはりこれは高いんじゃないか、各国で。見える化ということで、自民党の方で小泉農林部会長がやられていますけれども、農林省もいよいよこの取り組みをするというところで聞いておられますけれども、この取り組みはどのようにしていくのかお答え願いたい、こういうふうに思っています。

○森山国務大臣 お答え申し上げます。

農業者の所得の向上に向けて、農業者が少しでも有利に農業生産資材の調達をするということは非常に大事な課題だと思っております。

農業者が農業生産資材の価格等に関するさまざまな情報に容易に触れることができて、比較検討の上でまず資材を選択できる仕組みをどうつくっていくかということは、非常に取り組みなければならぬ課題であると思っております。

このため、現在、農林水産省では、農薬や肥料、農業機械など各資材について、メーカーや農協系統、商系の販売業者、ホームセンター等を対象とした販売価格の調査を進めているところでございます。

今後、このような調査の結果も踏まえ、農業者の皆さんがより幅広く資材価格等を比較検討した上で購入できるよう、具体的な方策について検討することとしております。農業者団体や資材メーカー、流通業者等の関係者ともよく相談をしながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○村岡委員 確かに、コスト削減という中で、業者の方々がいろいろな商品の値段を見ながら、それで選ぶということの中でコスト削減していくことは、これは経営努力の中で必要なことだ、こう思っています。

しかし、価格だけ見て調べると問題が起きてきます。例えば、量とか成分量だとかそういうこともありそうですけれども、もう一つ、サービスというのがあるんです。

農協なんかで買うと、例えば秋田なんかは広大です。一つ一つの農協でも非常に大きな面積です。買う量が少なくても、個々の家にきちんと配送してくれるわけです。ところが、ホームセンターは買いに行かなくていい。そういう意味では、そこは、サービスでやっているという中の、コストにはかかっているところなんですね。それによっても雇っていますから。そういうことも十分加味しながら、ただ単に消費者のところ、また、農業地帯じゃない出身の方は、はい、価格で幾らですかということだけで、あそこは高いから農協はだめだ、この農協はだめだ、こういうんじゃないくて、そこにはいろいろなサービスがある

わけです。

だから、配送するだけじゃなくて、その配送をしたときに、農協の人たちが、ことしの気候はどうだとか、それから種のぐあいはどうかとか、いろいろな会話をしているんです。そういうことの会話の大事さが、この農業者と触れ合うということにある。

ホームセンターが安ければいいというだけじゃなくて、そこを加味してこれを調べなければ、結局これは、農業地帯の中でただ単に商品を安く買つて、何のコミュニケーションもない、配送もない、そういうことになる。これはおかしな結果になると思うので、そこは大臣、加味していただきたいと思います。

○森山国務大臣 それは今委員がおっしゃるところでございまして、例えば、鹿児島と宮崎の焼酎の値段は少し違います。だから、宮崎の方が焼酎が安いと勘違いをしがちなんです。実は、鹿児島は焼酎は二十五度でございまして、宮崎の焼酎は二十度なものですから値段が違っています。

今おっしゃったように、農業等につきましてもそういうことは言えるんだらうと思います。ですから、どう比べるかということもよく工夫をしないと、農家の皆さんが選択をしていただけられない。しない、配送してくれるとかくれなとかいろいろありますし、また、出来高払いで払えるとか払えないとかいろいろあると思います。

で、いろいろなことを総合的に判断していただいて、一番コストの安いところから購入をできるという選択ができるように考えていくということは大事なことだと思っております。

委員御指摘のことはよく承知をしておりますので、そういう間違いが起きないようにさせていただきます。

○村岡委員 ぜひそこは配慮しながら、そして農業者が選択でき、また農協やいろいろなところの販売業者がしっかりと努力していただく、そういうことの公表をしていただきたい、こういうふうに思っています。

それと、鹿児島も宮崎も、焼酎は私は好きなので、大丈夫ですので、それは。

あと、見える化の中で一つ問題になってくるのが、やはり高齢化しているわけですね。その中で、古い農機具を使っている人が、新しい農機具にかえられない人もいますし、かえた人もいます。その中で忘れちゃいけないのが、いろいろな附属品がつき過ぎて高いということもありますけれども、安全性を怠つたらいけない。実際には、もう一年間に三百人以上の人が農作業の中で亡くなっている、この現実もあるわけです。今度は、先ほど言った会話とか配送とかというもののじゃない、命にかかわる問題もあるんです。

トラクターを安全にしようとしたら、それはある程度お金がかかるわけです。例えば、今、普通の乗用車というのは相当安全性を高めています。そして、安全基準がなければ売れない。ただ、農機具の場合、基本的に自分の農地の中でやるというこの中で、これが余り安くなると安全性が損なわれる。

この点の部分は、もう一つ、大臣、この安全性に関しては値段で買えないものもありますので、そこもちょっとチェックしていただきたいと思っております。

○森山国務大臣 一番優先されるべきは安全性であらうというふうに思いますので、その装置がどういうことになっているかというのには当然考慮されるべきものであると考えております。

○村岡委員 そこはぜひ、この見える化という作業の中で、しっかりといろいろなところに目配りしながら公表をしていただきたい、こういうふうに思っております。

そして、これは厚生労働省ですか、これからTPPがもし成ることによって、輸入がどんどん入ってきます。しかし、この中で大きな問題が、遺伝子組み換えやゲノム編集などいろいろなものが、今でもちゃんとやっているとは思いますが、相当な量がふえたとき、実際にそれに対応できるだけの検疫の能力があるのかどうか非常に不安

なんです。

入ってしまつてから、後で事故が起きたという
ようなことが、そういう部分は、厚生労働省は、
もし輸入がどんどんふえたときの対応というの
は、できるという準備はしておりますでしょうか。
○福田政府参考人 お答えいたします。

食品衛生法におきましては、食品安全委員会の
リスク評価を経ていない遺伝子組み換え食品など
の輸入、販売等を禁止いたしてございます。

厚生労働省の国立医薬品食品衛生研究所の方
で、我が国でリスク評価を経ていない遺伝子組み
換え食品などの輸入を防止するため、輸出国にお
ける遺伝子組み換え食品などの承認情報でござい
ますとか、海外での検出情報なども踏まえた検査
法の開発を行つてございます。

検疫所では、この国立医薬品食品衛生研究所が
開発しました検査法を用いまして輸入時の検査を
現在行つているところでございます。

具体的には、サンプルを抜き出して行うモニタ
リング検査を実施するとともに、食品衛生法違反
の可能性が高いと判断された食品に関しましては
全量検査を実施している、そういう状況でござい
ます。

厚生労働省といたしましては、こうした検査体
制を的確に実施することによりまして、我が国で
リスク評価を経ていない遺伝子組み換え食品を含
めた輸入食品の安全性を確保していく所存でござ
います。

以上でございます。

○村岡委員 それに関連して、輸入食品がどん
どん入つてきているわけですが、原産地表示
というのが日本の場合ほとんどされてない。
韓国は、海外からの輸入ということぐらいです
けれども、全製品をほとんどやっています。

消費者庁の方では、河野消費者庁担当大臣もこ
れを検討すると言っていますけれども、やはり輸
入品に関して消費者にしっかりと安心をいただく
ために、この取り組みはどのようにする予定で
しょうか。

○吉井政府参考人 お答えいたします。

加工食品の原料原産地表示につきましては、総
合的なTPP関連政策大綱におきまして、実行可
能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行うこと
が、食の安全、安心に関する施策として盛り込
めたところでございます。

このことを踏まえまして、農林水産省と消費者
庁の共催で、本年一月より、加工食品の原料原産
地表示制度に関する検討会を開催いたしまして、
今後の対応方策について幅広く検討しているこ
ろでございます。

消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を
確保するためには、表示の対象を拡大することが
望ましいというふうに考えているところでござい
ます。具体的にどこまで広げるのか、あるいはど
のように広げていくのかにつきましては、検討会
でしっかりと御議論をいただいた上で、事業者の
実行可能性を踏まえつつ、具体的な方向性を出し
てまいりたいというふうに考えております。

○村岡委員 これは消費者に対する責任でもあり
ますし、やはり輸入食品に対して、遺伝子組み換
えだとか日本で許されていないものに関しまして
ちゃんと消費者庁も取り組んでいただきたい、こ
ういうふうに思っております。

それでは、地域ブランドのことでちよつと大臣
にお聞きしたいんです。

各地域で地域ブランドということで行つており
ますけれども、例えば、この前、日本経済新聞に
夕張メロンの記事が載っていましたけれども、確
かに、夕張メロンが地域ブランドとして日本全国
に売れている。しかしながら、それが担い手がど
んどんふえてくるという状況になつていない。そ
れは夕張市全体の財政状況とかがあると思いま
すけれども、その書いている中でいいますと、夕張
メロンは残つても、夕張市がなくなつちゃう。と
いうことは、夕張メロンをつくっている農家は残
るけれども、農村社会や市はなくなつちゃう。
だから、この地域ブランドというの、それは
一つの売れる材料にはなるんですけれども、限定

品になりますから、余り量をふやすと安くなると
いう矛盾が出てきます。そういったときに、多品
目を取り組んでいくんだということを言われると
思いますけれども、こういう地域ブランドをやつ
て、意図しない部分が出て始めているのをどう
お考えでいらつしやるか。

○森山国務大臣 村岡委員にお答えいたします。

まず、地理的表示保護制度というのは、地域で
生産をされ、高い品質と評価を得た農林水産物や
食品について、その名称を知的財産として保護す
るというものであることは御承知のとおりでござ
います。我が国では、昨年六月に、地理的表示
法に基づきまして、夕張メロンや、地元のこと
で十二製品の登録を行ったところでござい
ます。また、現在六製品が登録申請公示中でございま
して、審査中のものが四十八ございます。

当面、平成三十二年までに、各都道府県におい
て最低一製品の地理的表示の登録を目指して、登
録申請に係る窓口、GIサポートデスクを設けま
して、申請の支援を行つていところでございま
す。

GI産品登録の一層の推進を図るためには、G
I制度をより魅力あるものにすることが必要であ
るといふふうに考えておまして、全国のGI産
地関係者を集めまして、GIの普及啓発と産地間
のネットワークを構築するGIサミットの開催等
によるビジネス化の支援、国内における模倣品の
不正使用取り締まりの強化、海外でのGI登録を
通じた輸出促進等に取り組んでまいりたいとい
ふふうに考えておまして、GI制度というものは、
やはり非常に今からしっかりと取り組んでいかな
ければならない大事な課題であるといふふうに考
えております。

○村岡委員 このGIとともに、成長産業とい
う分野で考えると、スマート農業といふことでロ
ボット化。私も、宮城県の園芸のところで、イチ
ゴやトマトをとるところのロボット化したところ
を見てきましたけれども、またこれも日経新聞に

載つていた中で、今度は二十四時間イチゴをとる
ロボットとか、そういう実証実験をやつていたり、
また自走のトラクターとかそういうのをやつてい
たりしますけれども、こういう実験はいいんです。
ところが、実験をやつていて一番大事なのは、
担い手の人、それから前から言つていますけれど
も農業高校の人、こういうところのこれから担い
手になる人が、今すぐ投資するのは大変です、今
実証実験中でしょうから。そういうところに農業
高校の生徒やまた担い手の人たちに積極的に見
行つてもらふ、こういうところを何か農林省で考
えていただけないかな。

先ほど言つた大潟村というのは、実は全国三十
八都道府県から集まつてきて、みんなフロンティ
ア精神を持っていますので、あの大規模農業をす
るのは日本では初のことなわけですね。それで、
どこに勉強しに行つたかという、アメリカにた
くさん行つたり、ヨーロッパに行つたり、秋田県
のトータルで、大潟村のバスポートの人口千人当
たりの発行数というのが、県庁所在地は秋田市で
すけれども、五倍ぐらいなんです。それだけ海外
へ行つて農業視察とかをやつていんです。

それは、高校生や担い手の人たちは海外視察も
やつていくことは大切ですが、日本の中でも
新しいスマート農業を目指しているような実証
実験をやつていと思うんです。そういうところ
に積極的に行つて見てもらふ。将来、自分が農業
者となつて、経営者となつていくときに、それが
使えるかどうか、また金銭的にも、使つてい
ればそれはコストが下がってくるはずなので、
そういうことを教育や担い手の人たちに考えてい
らつしやるかどうか。せつかく農林省がお金をか
けてスマート農業の実証実験をやつていはずな
ので、どうでしょうか、その辺。

○森山国務大臣 大変いい御指摘をいただいたと
思います。

実は、つくばに農林水産省の関係する研究施設
があるものですから私も出かけてまいりました。
本当に、ああ、なるほど、将来はこういう農業に

なっていくんだろうなということを見せていただきました。自動走行のトラクターというのがどういふものであるのか、ドローンで農地を管理するということがどういふことなのかということもよくわかりました。

こういう施設につきましては、今、できるだけ多くの皆さんにごらんいただけるようにはなっておりますけれども、さらに、今委員御指摘のとおり、若い農業者の皆さんや地域の農業のリーダーの人たちにこういうところを見ていただく機会と

いうのをできるだけつくっていくということが大事なことだというふうに考えておまして、申し込みをしていただければ、いつなら御案内できますとかという案内もしつかりできるように、少しシステムを考えていきたいと考えております。

○村岡委員 農業高校の修学旅行のときに、ちよつと東京に来たらそこに寄ってみませんかというところで、全国の農業高校に大臣から、今のスマート農業でどんなことを実験でやっているのか、また自分の住んでいる近くにもある場合もありますし、そういうことをぜひ宣伝していただく。せつかく将来のそういう担い手のためにいろいろ実験をやっていることが、たまたま見に行きたい、私を含めて、年代が上の人が、ああ、すごいな、二、三十年後はこうなるんだなといったって、その人たちはやらないわけです。やはり若い人たちに見せるということが大切なので、そこはぜひやっていただきたい、こう思っております。

その中で、もう一つ、先ほど米のことをちよつと大臣に言っていたいただきましたけれども、今、我が国の米の輸出量の推移というのは、過去五年間で三倍ぐらいになっている。ただ、単位が余りにも小さくて、七千六百四十トンですか。例えば、考えたら、日本全体で八百四十トンぐらいつくっている。その上、海外から入ってくるのはMA米で七十七万トン。七十七万トン入ってきて、その中で考えると、日本はまだ七千六百四十トン。

これは、米を本格的に輸出するときに、どのような取り組みをして輸出をしていきたいと考えて

いるのか、そこが余り見えてこない。MA米は自動的に買わなきゃいけないのですから、その数が多いのはわかっていますけれども、五万トンだ、十万トンだと外に売るための方策は、どんな政策で日本の米を売っていくかと思っているのか。そこがなきゃ、米だって売れるんだとか、そういう希望的観測ではもう全然それは信用されないといいことですので、その点はどう考えていますか。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

今御指摘ございましたように、国内の米の需要が毎年減少している中で、やはりパイを広げていくという意味で、海外のマーケットを的確に捉えて輸出していくということは大変重要な政策課題だと考えております。

今、政府としては、いろいろな仕組みの中で推進を図っております中で、今御指摘ございましたように、平成二十七年七千六百四十トンというところで、前年から六九％増、五年前から比べれば三倍以上ということでございます。

今、政府全体としては、お煎餅や何かのお菓子、それから日本酒も含めまして、二〇二〇年までに六百億円という目標を明確に掲げまして、いろいろな政策を打っております。

政策の中で、例えば、相手国の検疫等の問題にアプローチする、あるいは、全国団体を立ち上げて統一ロゴマークをつくる、オール・ジャパンでプロモーションをする、また、二十七年補正予算で措置しましたような事業の中で、新たなビジネスモデルの構築、輸出先マーケットのニーズを踏まえたプロモーション、いろいろなことをやっております。

また、国内の政策の中におきましては、輸出用に向けられる米につきましては、農林水産大臣による計画の認定を受ければ、生産数量目標にとらわれることなく、その外数として自由におつくりいただくというようないろいろな政策を打っております。

こういった中で、できるだけ早く輸出目標六百億円にたどり着くように、引き続き努力を重ねて

まいりたいと存じます。

○小里委員長 では、締めてください。

○村岡委員 ありがとうございます。

TPP、秋に承認ということで大島議長がアメリカで言っているらしいですけれども、やはりここはしっかりと、TPPに不安があるところを議論し合い、対策も現場に配慮してやっていくということ、これからは農林水産委員会でも議論をしたいと思いますので、よろしく願います。

ありがとうございます。

○小里委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 民進党の岸本周平です。

質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

あした、漁業共済の関連の法案の審議に入りまして、きょう、あしたと、政策の話ではなくて、水産庁の皆さんの現場のお話について、少し大臣と議論をさせていただきたいと思っております。

何より、私どもの国日本は、世界第六位の排他的な経済水域を持っております。大変大きな面積であります。しかも、日本周辺の、日本列島がある太平洋北西地域の海域といいますが、北西の海域は世界の三大漁場の一つと言われております。

この中で、実は、水産庁の職員の皆さんが現場で大変な御苦労をされております。水産庁本庁がございまして、全国六カ所に漁業調整事務所があります。それから、沖縄は沖縄総合事務局に基地がございまして、漁業取り締まり船、それから取り締まりの航空機までお持ちで、現場で活動されているわけです。

我が国の周辺水域、特に東シナ海、ここでは、皆さん御存じのとおり、中国の漁船、台湾の漁船、違法な操業を行っているケースが後を絶ちません。当然、遠洋水域の漁業の取り締まりについて、水産庁の皆さんが御努力をされているわけでありです。

そういう意味で、政務官にお聞きしたいんです、最近の外国漁船による違法操業の関係で、外

国漁船の拿捕件数ですとか、あるいは外国漁船によるものと見られる密漁漁具の押収件数など、実態について数字をお聞かせ願いたいと思っております。

○加藤大臣政務官 岸本委員の御質問にお答えいたします。

水産庁によりまして平成二十七年の外国漁船の年間拿捕件数は十二件でございます。内訳は、韓国が六件、中国が三件、台湾が三件となっております。

また、外国漁船に対する立入検査の件数は、平成二十七年で百十一件でございます。

我が国の排他的経済水域に違法に設置された外国船によるものと見られる密漁漁具の押収件数は、平成二十七年は二十一件で、内容は、刺し網が約四十キロメートル、かご漁具が千七百八十三個となっております。

○岸本委員 そういう結構な件数です。このいう件数をきちんと水産庁の職員が現場で監視をしているわけですが、現状をまた御報告いただいたのと、最近ふえていくわけですから、ちゃんと充実した体制ができていくのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○加藤大臣政務官 お答えいたします。

水産庁の取り締まりにつきましては、国内の操業実態や外国との漁業協定などの知見を有する漁業監督官が行っております。漁業関係法令の違反事案だけではなくて、我が国と外国漁船との操業トラブルの未然防止や、操業秩序維持のための指導にも重点を置いておるところでございます。具体的には、洋上における監視、指導や、漁船への立入検査による操業ルールの履行状況確認等を行っております。

また、漁業取り締まり船の勢力につきましては、平成二十三年度、官船六隻、用船三十二隻の合計三十八隻でございましたけれども、平成二十六年以降は官船七隻、用船三十七隻の合計四十四隻に体制を強化いたしておるところでございます。なお、用船もあらゆる取り組みを実施す

例えば、畜産の方々も、畜舎が全部倒れているのですから、こういうことに対してどういう制

きのう公表させていただきました内容でも幾らかお応えができると思いますが、本日の閣議にお

害を受けた方々に補助金を出すことを県が決め、それに対する交付税措置をすることは可能な

に強いということで「サンプスギ」を奨励し、一九九六年に、千葉県の調査によると、杉林全体の

行した後も、国立の試験研究機関が中心となりまして、原因となる病原菌に対処する技術開発、苗

木段階での抵抗性の評価等について試験研究を行っているところでございます。

農林水産省としては、今後とも、国立研究開発法人森林総合研究所の運営費交付金の確保等を通じて、杉の非赤枯性溝腐病対策については積極的な支援をしていく考えでございます。

○斉藤(和)委員 この非赤枯性溝腐病はサンブスギがかりやすい。それは千葉県に多いので、これまで千葉県の問題だというふうにされてきました。しかし、このサンブスギの苗木というのは、昭和三十年から四十年代にかけて広く流通をし、最盛期では年間四百万本生産されていた。福島や関東一円、愛知や愛媛にも植栽されていたというふうにもなっています。

さらに、二〇一四年に千葉県の森林総研が、非赤枯性溝腐病と病原菌、今発見されたというお話がありましたけれども、この病原菌がチャアナタケモドキというキノコの一種なんです、に關する最近の知見という報告を発表しています。そこには、関西でもこの罹病が報告された。千葉以外の地域では、初めて「サンブスギ」とは異なるクロノのスギで罹病が確認された。以上から、本病の発生は「サンブスギ」や千葉県に限定されるものではなく、他のクロノ及び地域においても問題となる可能性が示された。」との報告書には書かれています。

これ以上の病気の拡大を防ぐために、研究機関として研究を進めることと同時に、私は、森林の再生事業において補助金を増額するだとか、やはりその担い手を一方で育成する必要があるのか、で継続的な支援を国としてしっかり行っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○今井政府参考人 お答えいたします。

林野庁では、毎年、各都道府県に對しまして、森林病害虫に係る森林被害について、県からの報告を求めているという形の調査を行っております。杉の非赤枯性溝腐病につきましては、これまで千葉県からのみ被害報告がなされておりましたけれども、先生御指摘のとおり平成二十四年に京都

でも発生が確認されたところでございます。

林野庁といたしましては、京都のように新たに病害虫の発生が確認されたところには、森林総合研究所による現地調査も行いましたけれども、今後とも各都道府県に對する森林病害虫等調査を引き続き毎年継続して実施するほか、こうした報告結果や現地の調査結果につきましては各都道府県及び試験研究機関と情報を共有していく、そういった取り組みを徹底していく考えでございます。

○伊東副大臣 私からは、補助金の増額、あるいは事業を継続的に取り組む点についての国の支援策についてお話をさせていただきます。

この非赤枯性溝腐病による被害を抑え、森林の多面的機能の発揮を図るためには、この病気の早期解消に向けまして、委員御指摘のとおり被害木の伐採、除去と植えかえを促進することが何よりも重要であります。

このため、環境林整備事業におきまして、植栽や保育に加え、被害木の伐採についても支援の対象としているほか、公的森林整備事業によりまして、市町村等が実施主体となる場合には通常六八%の補助率を九〇%にかさ上げして支援することといたしております。

今後とも、千葉県はか関係県と緊密に連携しつつ、これらの対策を継続的に進め、この溝腐病による被害の早期解消に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤(和)委員 本當に対策が待たれているんです。

ただ、千葉県の要は森林の一筆の面積が平均〇・三ヘクタールと非常に小規模で、所有者や境界が不明な山林も非常に多い。これは森林法の改正にもかかわるんですけれども、今後、市町村が林地台帳を整備する、自治体の作業負担の軽減だとか、そもそも、やはり境界が確定されていないために、伐採をしようと思ってもなかなかそれが進まないという現状がある。そうした不在村地主の明確化だとか、そもそも境界をはっきりさせる

ための地籍調査を、こういう被害林を優先してやるということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊東副大臣 御指摘のとおりでございます。伐採するためにはその林地の所有者の了解が必要なおところがあります。小規模な森林所有者が多いこと、あるいはまた森林の境界がわからないということがあって、この伐採、改植が進まないわけでございます。

こうした中で、農水省といたしましては、今国会に森林法改正法案を提出し、先般、衆議院におきまして可決いただきましたが、この法案におきましては、市町村が森林所有者や林地の境界に係る情報等を一元的に取りまとめる林地台帳として整備する制度を創設することといたしております。

市町村が林地台帳を整備するに当たりましては、既に都道府県側に整備している森林簿の情報や、約半数の市町村で既に整備しております森林GISの活用ができること、また、法施行から二年間の準備期間を設けること、さらに、平成二十八年度の地方財政計画におきまして、林地台帳の整備を含む森林・林業対策に新たに五百億円が計上されたことなどによりまして、市町村に對する過度の負担とならないようにしながら整備を急ぎたい、このように考えているところでございます。

○斉藤(和)委員 ぜひ、被害林を優先するという形で推進していただきたいというふうに思っています。

実は、この非赤枯性溝腐病の病原菌チャアナタケモドキ、これは杉だけの問題ではありません。コウヤマキの枝枯れだとか、サワラやヒノキの材質腐朽の原因菌もチャアナタケモドキだと言われている。

さらに深刻なのは、森林だけではなくて果樹にも影響し、梨の萎縮病の原因菌もこのチャアナタケモドキであることが近年発表されました。梨の萎縮病にかかると、春先に出る芽の葉っぱの発育がおくれて、葉が波打ったり、葉の縁が黒くなる、

最終的には木全体が枯れてしまう。もちろん実がつかない、実がついたとしてもピンポン球程度。生産農家にとっては、この萎縮病にかかってしまうということは大きな損害になる病気なわけですね。

ここで聞きますが、この梨の萎縮病は全国でどのような発生状況になっているか、お答えいただけますか。

○小風政府参考人 お答えいたします。

梨の萎縮病は、糸状菌によって引き起こされまして、感染すると葉に萎縮症状があらわれ、ひどくなると枝や木全体が枯れる病気でございます。樹勢が弱い老木で発生が顕著でございます。

日本各地で古くから発生が報告されておりましたけれども、長い間その病原菌は明らかになっておらず、平成二十三年になって初めて病原菌チャアナタケモドキが特定されまして、診断が可能となりました。

これまで本病の発生状況につきましては全国規模での調査を行っておりませんでしたが、平成二十四年に独法の農業・食品産業技術総合研究機構の果樹研究所が実施しました梨の萎縮病のワークショップにおきまして、少なくとも二十四県で広く本病が発生している、あるいは幸水という品種で発生している、そういうことが報告されております。

○斉藤(和)委員 つまり、調査されていないんです。

私は、先ほども紹介しましたけれども、この梨の萎縮病というのは、秋田、福島以南、本州各県、四国、九州に至るまで、日本各地で発生している。梨というのはそもそも沖繩県以外全ての都道府県で栽培されているので、早急にこの梨の萎縮病について全国調査を行うということが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 お答えいたします。

梨の萎縮病につきましては、平成二十三年に農業・食品産業技術研究機構の果樹研究所におきまして診断方法が確立をされました。これを受けま

して、平成二十四年の五月から六月にかけてまして全国四カ所での梨の萎縮病の診断ワークショップを開催させていただきました、情報の徹底を図りました。

その結果、大体わかってまいりましたのは、太平洋側での発生が非常に多い傾向にあるということもわかりましたし、また、梨では幸水という品種が極めて発生が多いということもわかりました。

今後、梨産地を有する各県の病害虫防除所や農協等においてこの診断方法を活用していただきまして、発生状況の適時適切な把握に努めていくことが必要であるというふうに考えておりまして、国としては、梨の主産県の意向も踏まえながら被害状況の調査等に取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤(和)委員 ぜび、被害状況をつかむという立場で取り組んでいただきたいと思ひます。

それと同時に、やはり農業者の皆さんは、防除方法、どうやったらこの梨の萎縮病を防げるのかということも非常に求めていますので、プロジェクトチームをつくるなどして、林業だけではなくて果樹にも広がっていますので、分野を超えて、このチャアナタケモドキによる病気がどんなものなのか、どうやったら防げるのか、これをぜび原因究明していただきたいということをお願いいたします。

○森山国務大臣 この病害につきましては、同じ病原菌の感染により発症するなど、共通のところがあります。

今後は、林業と農業の分野を超えて、関係する機関が研究成果に関する情報の交換を行うなど連携した取り組みが必要であると考えておりますので、そのことをしっかりとやらせていただきたいと考えております。

○小里委員長 終了してください。

○斉藤(和)委員 はい。

ありがとうございます。

○小里委員長 次に、仲里利信君。

○仲里委員 ハイサイグススーウクタンデーネーミソーラニ。長い時間大変御苦労さまでございます。紹介いただきました沖縄四区の仲里でございます。

きょうは、民進党さんと共産党さんの御好意によりまして質問をする時間を与えていただきました、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、質問をする前に、熊本、大分の大震災におきまして犠牲になられた方々に対し哀悼の誠をさげますと同時に、被災に遭われた皆さんの一日も早い復興を心から祈念いたしまして、質問に入りたいと思ひます。

私は実は、現役の国会議員で恐らく私一人だと思ひますけれども、現在でも農業従事者であります。二十数年間やっております。サトウキビを約二分の一ヘクタール、千五百五十坪つくっております。

そういう意味で、きょうはサトウキビの振興策についてまず質問をさせていただきたいと思ひます。

サトウキビは、台風や干ばつ、病害虫等、沖縄の厳しい自然、気象環境においても比較的安定した生産が可能な作物であることから、県内のほぼ全域で栽培され、全耕地面積の約五割、全農家数の七割、農業産出額の一・七割を占め、関連産業まで含めた経済波及効果が生産額の四倍に達する基幹作物として、地場産業である製糖業とともに地域の経済や雇用を支えております。

しかし、近年は、収穫面積や農家数、単収、産出額の減少や低迷が続いております。その理由は、第一に、高齢化の進展や担い手不足の解決策として考えられた刈り取りや耕うん等の機械化への移行が円滑に進まなかったことであり、第二に、頻発する気象災害や病害虫による被害への対応が万全でなかったことでもあります。

それでは、第一の理由の、サトウキビ作の中で

最も労力を要する管理、収穫作業の機械化についてお尋ねをいたします。

これまで、サトウキビの収穫作業は全て人力による手刈り方式で行われてまいりました。しかし、近年の後継者と労働力不足、さらには、沖縄県内にいまだに数多く残っている分散した小規模な圃場に対応できる機械化を進めることが必要であります。

このため、沖縄県では、サトウキビ収穫機械導入基本構想を策定し、また、新機種の開発、導入等に対応するため、構想の見直し等を適宜行つて、各地域の実情に即した高性能機械の整備を積極的かつ計画的に進めてまいりました。

なお、サトウキビの刈り取りを行うハーベスターや沖縄の粘土質のかたい土を深く掘り起こすバックホー等の機械化に当たっては、農畜産業機械等リース支援事業等により対応してきたところでありましたが、沖縄県ではいまだ十分に機械化が進んでいないことから、政府におかれましては、今後とも事業の予算額並びに補助対象となる事業内容の継続等に配慮をいただきたいと考えております。

つきましては、農林水産大臣から、一言、前向きな答弁をお願いしたいと思ひます。

○加藤大臣政務官 仲里委員の御質問にお答えをいたします。

サトウキビにつきましては、台風常襲地帯であります沖縄県及び鹿児島県南西諸島における、ほかに代替不可能な基幹作物であり、産地の製糖工場や関連産業と相まって、地域の雇用、経済を支える重要な作物でございます。

高齢化の進展等により担い手が減少する中で、将来にわたるサトウキビの安定的な生産を確保していくためには、サトウキビ生産の省力化、効率化を進めていくことが必要であると考えております。

このため、これまで、生産構造の安定化を図るため、機械リースに対する支援を行ってきたところでございますし、直近では、平成二十七年

補正予算におきまして、ハーベスターや株出し管理機等の導入支援を行ってきたところでございます。

今後引き続きまして、産地の要望を踏まえながら、サトウキビの安定生産の確保に向けた取り組みへの支援に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○仲里委員 次に、第二の理由の、気象災害や病害虫発生等による被害への万全な対応策についてお尋ねをいたします。

サトウキビは、本来、沖縄の厳しい気候風土に最も適した強い作物であります。しかし、近年の大型台風の相次ぐ襲来や干ばつの継続、病害虫、イネヨトウ虫、メイ虫類等の大量発生等により、除塩やかん水、防除等の対策を迅速かつ的確に講じることができなかつたため、サトウキビ農家は甚大な被害をこうむり、いまだに持続的な再生産や安定的な生産の維持を行うまでには至っておりません。

このため、政府の理解をいただいて、平成二十四年度のさとうきび等安定生産体制緊急確立事業等により造成したさとうきび増産基金を活用して、サトウキビの生産段階において、気象災害等の発生状況に応じたさまざまな対策を講じ、さらに、平成二十七年にはセーフティネットの内容の付与と予算の継続措置を図っていただいたところであります。

しかし、いまだに気象災害等による不作の被害から完全に回復していないことや、気象災害等が今後も見込まれることから、引き続き万全の対策を講じるためには、今後も同基金の予算額の確保が必要でございます。

また、同基金の発動要件が、注意報の発令や降水量、台風被害率、単収率等の条件が付されてお

り、また、その判定に一定の時間を要することから、時期を逸する可能性があるため、見直しを行うことが必要であると考えております。

つきましては、このさとうきび増産基金の引き続きの予算額の確保と発動要件の見直しにつ

して、農林大臣からお言葉を頂戴したいと思ひます。

○森山國務大臣 仲里委員にお答えを申し上げます。

さとうきび増産基金につきましては、産地である沖縄県及び鹿児島県の南西諸島が台風の常襲地帯であること等を考慮いたしまして、平成二十七年年度から、自然災害からの生産回復のためのセーフティネット基金として位置づけられたところでありました。

こうした中、二十七年年度におきましては、例えば、沖縄県においては、全島で病害虫発生に対する防除等につきましては本基金を発動させていただきまして対策に取り組んでまいりましたし、適切に実施をされてきていると考えています。

また、二十八年度につきましても、病害虫防除等必要な対策に取り組めるように、本基金について必要な予算措置をしております。

これまでも自然災害の発生に対する機動的な対応をしてきたところでありますが、産地の状況も踏まえつつ、引き続き適切に本基金の運用に努めてまいりたいというふうに考えておりまして、基金の発動要件、基金による対策等々については、現地の意見もよく聞かせていただきまして、しっかりと対応させていただきたいと考えております。

○仲里委員 前向きな意見だと捉えておりますけれども、サトウキビは、沖縄県におきまして、三十八ある有人離島の中ほとんど栽培をされているんです。これは私がずっとこれまでも言っているんですけれども、このサトウキビこそがいわゆる国土防衛上も大きな要因になっているというふうなことで、単なる農林水産だけにどまらない大変重要な作物であるということをお認識いただきまして、今後ともよろしく対応をお願いしたいと思ひます。

続きまして、日台民間漁業取り決めに付いて質疑を行います。

しておりますパネルと同じ資料が配付されているものと思ひます。どうぞ御参照ください。

日台間では、一九九六年以降、十七回にわたり漁業協議が行われてまいりました。しかし、尖閣周辺水域を伝統的な漁場とみなす台湾漁業者の要求水準が高く、操業水域やルール等で主張が対立し、交渉が折り合うことができなかったため、無秩序状態が続いていました。

そのような中、二〇〇八年の尖閣諸島沖での船舶衝突事故や、二〇一二年の尖閣諸島国有化等に伴う関係悪化と中台の共闘の可能性を受け、政府は、沖縄の漁業者等が国連海洋法条約の通り、日本が主張する地理的中間線、図面では赤の実線を基本に協議、交渉するよう繰り返し求めたことを無視して、沖縄の漁業者の了解を得ないまま、官邸主導で、突然、水域の提供という政治決着を見ております。

それは、台湾が一方的に主張している台湾暫定執法線、図面では黒色の実線より外側の、我が国の排他的経済水域内の八重山北方三角水域と久米島西方三角水域、図面では赤色で塗った範囲を一方的に台湾側に提供したことや、我が国の排他的経済水域内に法令適用除外水域、図面では緑色の実線で囲まれた範囲を設定して台湾漁船の自由な操業を認めたこと、さらに、その中でも最も好漁場である特別協力水域、図面では赤色で塗った範囲も操業可能水域としたことでありました。

これらの水域は、市場価格の高い回遊性魚類であるクロマグロやキハダマグロ、カツオ、アジ、サバ、ヤリイカ等の産卵や生育の場であり、好漁場であります。しかし、これらの海域は、ほぼ台湾漁船の独占状態となり、沖縄の漁業者は締め出されて、宮古、八重山の先島諸島の南方海域での操業を余儀なくされております。

この結果、取り決め発効後のクロマグロ漁獲量は、何と台湾側が三・六倍と大幅に増加したことに対し、沖縄側は二割減となっております。

一体、我が国の海洋政策や漁業政策の基本はどのようなものか、疑問を持たざるを得ません。

このような政府のやり方は、沖縄の思いや要望を無視し、沖縄の権益を切り捨てたことにほかなりません。沖縄は、辺野古の海だけでなく、海の好漁場においても政府によって差別をされ、無視をされ、踏みにじられているのです。

政府は、なぜ沖縄の漁業者の声や要望を無視するのでしょいか。なぜ台湾との協定を急いで結ぶ必要があったのでしょうか。

また、日台漁業取り決めに付いては、沖縄側からの要求に基づき、東経百二十五度三十分以東の水域と八重山北方三角水域の撤廃を求め、場合によっては取り決めの撤廃も辞さないという強い決意で臨むべきではないでしょうか。

それでは、海洋政策について外務省から、あるいは漁業政策について水産庁から答弁を願ひます。

○木原副大臣 お答え申し上げます。

今委員からる御説明いただきましたこの日台民間漁業取り決めに付いては、御指摘いただいたように、十七年の長きにわたりまして協議を重ねた結果として、海洋生物資源の保存、利用や操業秩序等について共通認識に至り、署名に至ったものだということに承知をしております。

本取り決めの交渉過程におきましては、沖縄の漁業関係者からの陳情をもちろん受けておりますし、私ども外務省の幹部も沖縄、現地を訪問させていただきまして、漁協の組合長の皆様とも懇話してお話をさせていただいております。また、水産庁の幹部の皆様も複数回沖縄を訪問して、地元の声に真摯に耳を傾けてきたと承知をしております。

そして、相手がいることでありますが、そういう相手がいる中で、我々の主張、また沖縄の漁業関係者の皆様の声が反映されるよう最大限の努力を行い、最終的に合意に至ったということであり

ます。

いること、また改善を求められていることを真摯に受けとめております。

今後とも、操業ルールについて日台双方の漁船の操業状況に応じた必要な見直しが行われ、また、この取り決めが円滑に実施されていくよう、政府としても、特に現場の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、引き続き適切に対応また支援を行ってまいりたいと考えております。

○佐藤（二）政府参考人 お答えいたします。

日台民間漁業取り決めに付いては、漁業実態が複雑で日台双方の漁船が関心を有する水域につきまして操業秩序を構築すること、これが長年の課題となっていたところでありまして、協議を重ねてきた結果、平成二十五年四月に署名されるに至ったところでございます。

この取り決めの成立によりまして日台漁業委員会という協議の場が設けられたことから、この枠組みを活用いたしまして、日台間で操業ルールづくりなどが図られるようになったところでございます。

この日台漁業委員会は漁業関係者も正式な委員でございまして、これまで同委員会において、水産庁は、沖縄の漁業者等とともに台湾との交渉に臨みまして、操業ルールの確立に全力を尽くしてきたところでございます。

本取り決めに付いては、沖縄漁業関係者の間に依然として不満があることは水産庁としても重く受けとめておりまして、今後とも、沖縄等の漁業者の声にしっかりと耳を傾けながら、沖縄の我が国漁業者が、台湾漁船とのトラブルがなく、安心して操業できるよう全力を尽くしてまいります。

○仲里委員 次に、資材価格及び製作費で約八百万円もかかる沖縄のマグロはえ縄漁具が、台湾漁船により切断をされたり持ち去られたりした場合の損害を救済するため創設された沖縄漁業基金について、沖縄側から、平成二十九年年度以降の継続的な予算措置と制度の運用等の改善を求める要請があったはずですが、政府はどのように対応な

さるでしようか。農林水産大臣の答弁を求めます。

○森山国務大臣 お答え申し上げます。

沖縄漁業基金事業につきましては、平成二十五年度から平成二十八年までとなっているところでございますが、本年二月に、沖縄県漁業関係者や沖縄県から事業の延長について要請を受けております。

平成二十九年度以降の取り扱いにつきましては、沖縄県漁業関係者ともよく相談をさせていただきつつ、検討をさせていただきたいと考えております。

○小里委員長 仲里利信君、締めてください。時間が参りました。

○仲里委員 今申し上げましたように、沖縄の漁業をなさっている皆さんは、一番好漁場である黒潮が、黄色い線ですべておさまるけれども、そこが、台湾漁船にも、あるいは中国の漁船にも、いわゆる占有されるというんでしょうか、やられて大変な目に遭っているんですよ。

我が国が尖閣諸島は日本固有の領土であるというふうによっている以上は、断固とした決意をもって、水産庁を初め関係省庁のお力添えをいただいて、沖縄県の、あるいは九州各地から参ります漁業者の安定操業のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

イッペーニフェーデール。ありがとうございます。

○小里委員長 次に、内閣提出、参議院送付、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣森山裕君。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船

損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森山国務大臣 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年、漁業就業者の減少及び高齢化の進行、養殖業における配合飼料価格の高騰等、我が国の漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図ることがますます重要となっております。

こうした観点から、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度という二つの補償制度の改善を図り、今後ともこれらの制度が漁業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができるよう、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁船損害等補償法の一部改正であります。

さきの東日本大震災において、一部の漁船保険組合では、巨額の保険金支払いが発生したことにより保険金支払いの財源が不足する事態となつたところであります。

こうした中で、今後、漁業者の減少や南海トラフ地震に備える必要があることから、漁船保険組合の事業基盤の強化が急務となっております。

このため、漁船保険組合の区域制限を廃止すること、全国を区域とする漁船保険組合の設立を可能とし、また、その設立に当たっては十分な保険金支払い能力を有する者のみを認可することとし、これにより事業基盤の強固な新たな漁船保険組合による安定的な保険を漁業者が享受できることとしております。

加えて、近年においても、拿捕、抑留等の事案が依然として発生しているところですが、現行の保険制度ではこれらの事案による損害の填補が十分にできないため、現行の保険の填補対象を拡大し、拿捕、抑留等を原因とする油濁損害、給与損害、人命損害及び漁獲物等の積み荷に係る損害等も填補可能とすることとしております。

なお、これまで、抑留された漁船乗組員の給与支払いについては漁船乗組員給与保険で保障を行ってきたところですが、今般の法改正により、拿捕、抑留等に填補対象を拡大した漁船船主責任保険において保障可能となることから、漁船乗組員給与保険は廃止することとしております。

第二に、漁業災害補償法の一部改正であります。養殖共済については、地区内の養殖業者のうち一人でも共済契約の申し込みをしなかった場合、意欲ある漁業者が共済に加入できないといった問題が生じていることから、このような全員加入制度を撤廃し、個々の漁業者が個別に共済に加入できるようにすることとしております。

さらに、養殖共済の対象魚種については、これまで海面養殖業のみを対象としてきたところですが、ウナギ養殖業の共済ニーズが高まってきたことを踏まえ、内水面養殖業も養殖共済の対象とすることとしております。

加えて、特定養殖共済における掛金補助制度については、地区内の特定養殖業者の全員が共済に加入すれば、通常よりも高率の掛金補助が受けられる仕組みとなっております。

しかしながら、近年、漁業依存度の低い者が共済に加入しないことにより、意欲ある漁業者が高率の掛金補助のメリットを享受できない問題が生じていることを踏まえ、漁業依存度の低い者を除く全員が加入すれば高率の掛金補助を可能とすることで、漁業を主たる生活基盤とする漁業者へのメリットを保障することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

たださますようお願い申し上げます。

○小里委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十一日水曜午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律

（漁船損害等補償法の一部改正）
第一条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「補てんする」を「補填する」に改める。

第三条第一項中「漁船の定義」を削り、同条第四項中「てん補する」を「填補する」に、「又は」を、「又は」に改め、同条第五項及び第七項中「てん補する」を「填補する」に改める。

第七条を次のように改める。

第十三条及び第十五条第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては」を削る。

第十六条第三項中「設定」を「作成」に改める。

第十八条第一項中「申請」を「規定による申請」に改め、同項に次の一号を加える。

三 保険金の支払に充てることのできる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないとき。

第二十一条第一項第六号中「積立」を「積立

て」に改める。
第二十三条中「の定める」を「で定める」に改める。

第二十四条第一項中「三箇月前」を「三月前」に改める。

第二十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条中「一箇」を「一個」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「定款の」を「定款で」に改める。

第三十条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項本文中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第三十一条の二第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条の三中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第三十七条第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第三十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第三十九条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第四十一条中「(代表者の行為についての損害賠償責任)」を削る。

第四十三条第一項中「定が」を「定めが」に改める。

第四十六条第一項中「定款の」を「定款で」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第四項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項

ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同条第八項中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第四十七条第三項中「(支配人の代理権)」、「(支配人の競争の禁止)及び(表見支配人)」を削る。

第四十八条第四項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十九条中「定を」を「定めを」に改める。

第五十条第一項第五号中「第八十六条第二項」を「第八十六条第三項」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、「地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては」を削る。

第五十一条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十四条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「一箇月」を「一月」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十七条中「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十九条の二第二項中「二箇月」を「二月」に改める。

第六十一条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第六十二条の四中「おいては」を「おいて」に改める。

第七十七条第一号中「若しくは」を「若しくは」に改める。

第八十条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第八十三条中「(登記所及び登記官)」、「(登記簿等及び登記手続の通則)」、「(支配人の登記)」、「(株式会社の登記)及び(登記の更正及び抹消並びに雑則)」を削る。

第八十五条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第八十六条の見出しを「(改善命令等)」に改

め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「を採るべき旨」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その組合に対して、措置を講ずべき事項及び期限を示して、事業の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第八十七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「一箇月」を「一月」に、「取消」を「取消し」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第九十条の見出しを「(保険引受けの拒否の制限)」に改め、同条中「申込」を「申込み」に、「事由」を「理由」に、「引受」を「引受け」に改める。

第九十一条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第九十五条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十六条ただし書、第九十七条及び第九十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第百条中「てん補すべき」を「填補すべき」に、「てん補し」を「填補し」に改め、同条第二号中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

第百一条及び第百二条中「てん補し」を「填補し」に改める。

第百三条、第百四条第一項及び第百五条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第百六条の見出し中「積立」を「積立て」に改め、同条中「の定める」を「で定める」に改める。

第百七条の見出し中「積立」を「積立て」に改め、同条中「補てん」を「補填」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第百九条中「(告知義務等)」を削る。

第百十条第一項中「地域組合」を「組合」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

第百十一条の二第二項ただし書及び第百十一条の三第一項ただし書中「事由」を「理由」に改める。

第百十一条の四中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

第百十一条の五第一項第四号中「だ捕され」を「^だ捕され」に改める。

第百十一条の六中「(保険委付)及び(第三者のためにする損害保険契約等)」を削る。

第百十二条第一項中「且つ」を「かつ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「時において」を「場合において」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合には」を「ときには」に改める。

第百十三条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項中「政令の」を「政令で」に、「事由」を「理由」に改め、同条第四項中「払込」を「払込み」に改める。

第百十三条の二第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第百十三條の三中「前四条」を「第百十二条から前条まで」に改める。

第百十三條の四中「すべてを」を「全てを」に改め、同条第一号中「すべてを」を「全て」に改め、同条第二号中「の定める」を「が定める」に改める。

第百十三條の五中「四箇月」を「四月」に改め、同条ただし書中「の定める」を「で定める」に改める。

第二百二十六条の三の見出しを「(組合の填補責
任)に改め、同条第一項中「てん補する」を「堀
補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき

同条第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第四百十三条の十中「場合には」を「場合に
おいて」に改める。

百十條―第百十一條の六」を「第百八條―第百
十一條の五」に改め、「及び特殊保険」を削り、

る漁船保険をいい、「特殊保険事故以外の」及び「（以下「普通損害保険事故」という。）を削り、「普通損害保険事故に」を「事故に」に改

め、同条第五項中「戦乱等によるものを除き」を削り、「第六章の二」を「第六章」に改め、同条第六項中「戦乱等によるものを除き」を削り、同条第七項中「戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。」を削る。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条に見出しとして「(印紙税の非課税)」を付し、同条中「及び漁船乗組船主保険再保険事業」を削り、同条を第十条とする。

第二章第二節中第十三条を第十一条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前の見出しとして「(設立準備金)」を付する。

第十五条を第十三条とする。

第十六条第七項中「第十六条第六項」を「第十四条第六項」に改め、同条を第十四条とし、第十七条から第二十条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、組合又は漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第四条に規定する漁業共済団体のうちから選定されるようにしなければならない。

第二十一条を第十九条とし、第二十一条の二を第二十条とし、第二章第三節中第二十二條を第二十一条とし、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百十一条の二第一項」を「第百十一条第一項」に、「第百十一条の三第三項」を「第百十一条の二第三項」に、「第九十五条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、同条第二項中「第百十一条の二第三項」を「第百十一条第三項」に改め、同条を第二十四條とし、同条の前の見出しとして「(保険の目的の譲受人等)」を付する。

第二十五条の二中「第百十一条の三第一項」を「第百十一条の二第一項」に、「第九十五条第二項」を「第九十四条第二項」に、「第百十一条の二第二項」を「第百十一条第二項」に、「第百十一条の三第三項」を「第百十一条の二第三項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条又は第二十五条の二」を「第二十四条又は第二十五条」に改める。

第四十二条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 毎事業年度の事業計画の作成及び変更
四 毎事業年度内における借入金限度額

第四十四条第三項中「第十八条」を「第十六条」に改める。

第四十四条の二第二項中「第十八条」を「第十六条」に改め、同条第三項中「特殊保険」を「漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険(いずれも特約により特定事故(戦争、変乱その他政令で定めるこれらに準ずるものによつて生じた事故(漁船船主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。))を削り、同条を第九十三条とする。

第四十六條第三項中「十五人」を「総組合員の四分の一」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総組合員が四百人を超える組合にあつては、百人以上であることをもつて足りる。

第五十二条第三項中「第十八条」を「第十六条」に改める。

第六十条を次のように改める。

(残余財産の帰属)
第六十条 解散した組合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第六十二条の規定による農林水産大臣に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第六十三条第二項第一号中「第二十一条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

第八十五条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第八十八条を削り、第三章第一節中第八十九条を第八十八条とし、第九十条から第九十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第九十四条中「(漁船船主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。))」を削り、同条を第九十三条とする。

第九十五条第二項中「第六章」を「第五章」に改め、同条を第九十四条とし、第九十六条を第九十五条とする。

第九十七条の前の見出しを削り、同条を第九十六条とし、同条の前の見出しとして「(組合員の通知義務)」を付する。

第九十八条を第九十七条とし、第九十九条を第九十八条とする。

第一百一条を第百条とし、第百二条を第百一条とする。

第百三条中「のうちに普通保険に係るもの及び特殊保険に係るもの」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条を第百二条とし、第百四条を第百三条とする。

第百五条第一項中「第百三条」を「第百二条」に改め、同条第二項中「又は漁船保険中央会」を削り、同条を第百四条とし、第百六条を第百五条とし、第百七条を第百六条とする。

第百八条を削り、第百九条を第百七条とする。

第百十條第二項中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、第三章第二節第一款中同条を第百八条とし、第百十條の二を第百九條とし、第百十條の三を第百十條とする。

第百十一条を削る。

第百十一条の二の前の見出しを削り、同条第二項中「第六章」を「第五章」に改め、同条を第百十一条とし、同条の前の見出しとして「(保険関係に関する権利義務の承継)」を付する。

第百十一条の三を第百十一条の二とし、第百十一条の四を第百十一条の三とし、第百十一条の五を第百十一条の四とする。

第百十一条の六中「第百十一条の五第一項第一号」を「第百十一条の四第一項第一号」に改め、同条を第百十一条の五とする。

第三章第二節第二款の款名中「及び特殊保険」を削る。

第百十三條第一項から第三項までの規定及び第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第百十三條の四及び第百十三條の五を次のように改める。

(普通損害保険の保険料率)
第百十三條の四 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分(特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分)をいう。以下同じ。及び特定特

約部分」とに定め、当該組合の普通損害保険（満期保険の保険期間の満了前の事故により支払われる保険金に係る部分を含む。以下この条において同じ。）に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 普通損害保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、次に掲げる率を合計して得た率としなければならない。

一 農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る危険率（次号に規定する異常危険率を除く。）を基礎として、農林水産大臣が危険区分（漁船のトン数、漁船の主たる根拠地が属する区域その他の事項で普通損害保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。同号において同じ。）ごとに定める率（第百三十九条第一項第一号において「通常純保険料率」という。）

二 異常危険率（前号の農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る台風その他の異常な天然現象に基づき算出される危険率であつて、農林水産大臣が定める標準危険率を超えるものをいう。）を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率（第百三十九条第一項第二号において「異常純保険料率」という。）

3 普通損害保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。（保険期間）

第百十三条の五 普通損害保険の保険期間は、一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険

期間は、四月とする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

第百十三条の六第一項中「又は特殊保険の保険」を「の保険」に、「普通損害保険事故又は特殊保険事故」を「事故」に改め、同項ただし書中「特殊保険事故が捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた場合には」を「特定事故については」に改める。

第百十三条の七中「又は特殊保険」を削る。

第百十三条の七の二を削る。

第百十三条の八中「及び特殊保険」を削る。

第百十三条の十一第一項中「普通損害保険事故」を「事故」に、「の部分（以下「損害保険料」を（次条第一項ただし書の特約がある場合に

あつては、特定特約部分の保険料を含む。）の部分（以下「損害保険料」に改め、同条第二項中「当該組合の」を削り、「純保険料率」を「保険料率のうち純保険料に対応する部分の率」に改め、「普通損害保険の危険区分に係るトン数区分（以下「普通損害保険のトン数区分」という。）その他農林水産大臣が定める区分ごとに

及び「の期間」を削り、「組合が保険約款で」「農林水産大臣が」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第百十三条の十二第一項中「普通損害保険事故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

第百十三条の十五中「第百十三条の十一第四項」を「第百十三条の十一第三項」に改める。

第百十三条の十六第一項中「第百九条」を「第

百七条」に改め、同条第二項中「の普通損害保険事故」を「の事故」に改め、「普通損害保険の危険区分に係る船質の区分」とに「を」を削り、同項ただし書中「第百一条又は第百二条」を「第

百条又は第百一条」に、「普通損害保険事故」を「事故」に改める。

第百十三条の十六の二を削る。

第百十五条中「普通保険」を「漁船保険」に、

「第百十一條の二第一項」を「第百十一條第一項」に、「第百十一條の三第一項」を「第百十一條の二第一項」に改める。

第百十六條第一項中「第百十一條の二第一項」を「第百十一條第一項」に、「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第百十七條中「第百十一條の三第一項」を「第

百十一條の二第一項」に、「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第百十八條の次に次の一条を加える。

（漁船船主責任保険の純保険料率）

第百十八條の二 漁船船主責任保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごと並びに基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船船主責任保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 漁船船主責任保険（第百二十八條に規定する特定填補区分を除く。以下この項及び次項において同じ。）の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、農林水産大臣が定める期間における各年の当該填補区分に応じた漁船船主責任保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分（漁船のトン数その他の事項で漁船船主責任保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに依

じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。）ごとに定める率（第百三十九條第二項において「漁船船主責任保険の純保険料率」という。）としなければならない。

3 漁船船主責任保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、当該填補区分に応じた漁船船

主責任保険の特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

4 漁船船主責任保険（第百二十八條に規定する特定填補区分に限る。以下この項において同じ。）の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、填補区分ごとに、当該填補区分に応じた漁船船主責任保険に係る危険率を基礎として定めなければならない。

第百十九條第一項中「戦乱等によるものを除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定事故については、特約がなければ、当該損害を填補する責めを負わない。

第百二十條第一項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第百二十一條中「については、第百十一條」を「については、第百十一條の四」を「第百十一條の三」に改め、「第百十三條の四」を削り、「第百十三條の七並びに第百十三條の七の二」を「並びに第百十三條の七」に改め、「第百十一條中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船船主責任保険再保険事業」とを削り、「漁船」を「使用する漁船」に、「漁船（同条第五項を「使用する漁船（第五項に改め、」を「普通保険」とあるのは「漁船船主責任保険」とを削り、「第百十三條の四中「次の各号」とあるのは「填補区分」とに、次の各号」と、同条第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「の保険の目的たる」とあるのは「に係る」と、同条第二号中「普通損害保

険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八條の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「第百三十八條の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の」とあるのは「第百三十八條の五第四項の規定によ

り定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」を「第百十三条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは「第百十九条第一項ただし書」に改め、「又は特殊保険」及び「第百十三条の七の第二項中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」とを削る。

第百二十四条中「率は、」の下に「基本部分及び特定特約部分ごとに」を加え、「基礎とし」を「基礎として定め」に改め、「及び再保険金」及び「及び純再保険料」を削る。

第百二十五条第一項中「戦乱等によるものを除き」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、特定事故については、特約がなければ、これにより一定の金額を支払う責めを負わない。

第百二十六条中「第百十一条」を削り、「第百十三条の七の二並びに」を「並びに」に改め、「第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主保険再保険事業」とを削り、「漁船」を「使用する漁船」に、「漁船（同条第五項）を「使用する漁船（第五項）に改め、「普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」とを削り、「第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」を「第百十三条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは「第百二十五条第一項ただし書」に改め、「又は特殊保険」及び「第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と及び「漁船船主責任保険に係る漁船」を削り、「する普通保険」を「する漁船保険」に、「漁船乗組船主保険に係る漁船に係る」を「に係る」に改める。

第百二十六条の六中「第百十一条、第百十一条の四」を「第百十一条の三」に改め、「第百十三条の四」及び「第百十三条の七の二」を削り、「第百十一条中「普通保険再保険事業」と

あるのは「漁船積荷保険再保険事業」を「第百十一条の三中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷」に、「漁船」を「使用する漁船」に、「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」とを削り、「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に、「第百十三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ」に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「定まる当該組合の」とあるのは「定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」を「第百十三条の五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは「第百二十六条の四第一項ただし書」と、第百十三条の七中「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」に、「漁船」とあるのは「目的たる漁船」に、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」とを削り、「第百二十六条の五第一項第一号」を「第百二十六条の六第一項第一号」に改め、第三章第五節中同条を第百二十六条の七とし、第百二十六条の五を第百二十六条の六とする。

第百二十六条の四第一項中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同条を第百二十六条の五とする。
第百二十六条の三第一項中「漁船積荷保険事故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

第百二十六条の三を第百二十六条の四とし、第百二十六条の二の次に次の一条を加える。
（漁船積荷保険の純保険料率）
第百二十六条の三 漁船積荷保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船積荷保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 漁船積荷保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、農林水産大臣が定める期間における各年の漁船積荷保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分（漁船のトン数その他の事項で漁船積荷保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに依じて、漁船積荷につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。）ごとに定める率（第百三十九条第三項において「漁船積荷保険純保険料率」という。）としなければならない。

3 漁船積荷保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

第五章の章名中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。
第百三十八条の十二中「特殊保険事業」を「漁船保険事業、漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業」に改め、「並びに中央会が普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任」を削り、第五章中同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の十三第一項を削り、同条第二

項中「中央会と組合」を「組合とその組合員」に、「普通保険」を「漁船保険」に、「部分を除く。以下この項」を「部分を除く。以下この章」に、「政令で定める填補区分を除く。以下この項」を「特定填補区分（支払われる保険金の金額が比較的少ないと見込まれる填補区分として政令で定めるものをいう。）を除く。第百三十四条第二項を除き、以下この章及び次章」に、「漁船積荷保険に係る再保険関係」を「漁船積荷保険の保険関係」に、「保険（これらのうち、を「保険ごと」に、「こと」を「こと」と。以下この章において同じ。）に、「と中央会」と当該組合」に、「普通保険」を「漁船保険」に、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「再保険責任」を「保険責任」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険事業、漁船船主責任保険事業又は漁船積荷保険事業」に改め、同項を同条とし、同条を第百二十八条とする。

第百三十八条の十四第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に、「再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分）を「保険」に、「同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額」を「同一年度保険関係に係る組合の保険金額」に、「中央会の再保険責任」を「組合の保険責任」に、「中央会責任総再保険金額」を「組合責任保険金額」に改め、「の金額」の下に「政令で定める割合を乗じて得た金額」を加え、同項を同条とし、同条を第百二十九条とする。
第百三十八条の十五第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に、「再保険事業に係る保険（これらのうち、漁

船舶主責任保険にあつては、填補区分」を「保険」に改め、同項を同条とし、同条を第百三十三条とする。

第百三十八条の十六第一項中「第九十六条」を「第九十五条」に改め、「第百三十三条の七」の下に「第百三十三条の十六第三項、第百三十一條及び第百二十六条の七において準用する場合を含む。」又は第百二十条第二項（第百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）を加え、「特殊保険」を「漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十一條とする。

第百三十八条の十七中「又は中央会」を削り、同条を第百三十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

（再保険金）

第百三十三條 漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る政府が支払うべき再保険金の金額は、組合におけるこれらの保険ごとに、組合が同一年度保険関係につき支払うべき保険金の合計額のうち、当該同一年度保険関係に係る組合責任保険金額を超える部分の金額に相当する金額に第百二十九条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百三十八条の十八を削る。

第百三十八条の十九の見出し中「組合等」を「組合」に改め、同条第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険の保険関係又は普通保険」を「漁船保険」に、「若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係」を「又は漁船積荷保険の保険関係」に改め、「又は再保険関係」及び「若しくは再保険関係」を削り、同条第二項中「特殊保険に係る事故」を「漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険に係る特定事故」に改め、同条第三項中「中央会」を「組合」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十四條とし、

同条の次に次の一條を加える。

（再保険の免責）

第百三十五條 政府は、次に掲げる場合には、農林水産省令で定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払つたとき。

二 組合が保険金の額を不当に認定して支払つたとき。

三 組合が前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第百三十八条の二十を削る。

第百三十八条の二十一中「中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険」に改め、「再保険事業に係る」及び「これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分」を削り、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「第百三十八条の十の二第三項又は第四項」を「委付により取得した一切の権利及び第百十一條の五において準用する保険法第二十四條又は第二十五條第一項」に、「支払つた再保険金」を「支払つた保険金」に改め、同条を第百三十六條とする。

第百三十八条の二十二第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七條とする。

第百三十八条の二十三中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、「第百三十八条の十並びに」を削り、同条後段を削り、同条を第百三十八條とする。

第五章を第四章とする。

第百三十九條第一項中「及び満期保険」の下に「の基本部分」を加え、「満期保険について」は、積立保険料に該当する部分を除く。のうちに「をのうちに」に改め、同項各号を次のように改める。

める。

一 対象漁船に係る保険金額（対象漁船ごとに政令で定める金額に相当する部分を除く。）に対象漁船に係る通常純保険料率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額に対象漁船に係る異常純保険料率を乗じて得た額

第百三十九條第二項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「第百三十八条の十三第二項の政令で定める填補区分を除く填補区分に係る」を削り、「当該填補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率（第百三十一條において読み替へて準用する第百三十三條の四第二号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。）」を「填補区分に係る漁船船主責任保険純保険料率」に改め、同条第三項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「当該純保険料」を「当該漁船積荷の保険金額に当該漁船積荷に係る漁船積荷保険純保険料率を乗じて得た額」に改める。

第百三十九條の二第二項中「漁船積荷保険」の下に「の基本部分」を加え、「（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）」を削る。

第百四十條第二項中「中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が」を削り、「全部若しくは」を「全部又は」に改める。

第百四十一條第一項中「第百二十六條の六」を「第百二十六條の七」に改める。

第百四十二條（見出しを含む。）中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第六章を第五章とする。

第百四十三條の九第四号中「第九十七條」を「第九十六條」に改め、同条第五号中「第九十八條第一項」を「第九十七條第一項」に改め、

同条第六号中「第九十九條」を「第九十八條」に改める。

第百四十三條の十一第一項中「第八十九條から第九十二條まで、第九十三條第一項、第九十四條、第九十六條から第九十九條まで、第百一條から第百三條まで、第百六條及び第百七條」を「第八十八條から第九十一條まで、第九十二條第一項、第九十三條、第九十五條から第九十八條まで、第百條から第百二條まで、第百五條及び第百六條」に改める。

第百四十三條の十二から第百四十三條の十八までを削り、第百四十三條の十九を第百四十三條の十二とする。

第六章の二を第六章とする。

第百四十四條第一項中「第百三十八條第七項において準用する場合を含む。」及び「第百三十七條の八若しくは第百三十七條の九」を削り、同条第二項中「又は中央会」を削る。

第百四十五條中「組合又は中央会の」を「組合の」に改め、同条第三号中「又は中央会」を削り、同条第四号中「（第百三十八條第三項において準用する場合を含む。）及び」及び「第百三十八條第四項」を削り、同条第五号中「（第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、「（これらの規定を第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）又は第百三十七條の五」を削り、同条第七号中「（これらの規定を第百三十八條第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第九号中「（これらの規定を第百三十八條第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第十号及び第十一号中「（第百三十八條第五項において準用する場合を含む。）次号において同じ。」を削り、同条第十三号を削り、同条第十四号中「第百三條」を「第百二條」に改め、「又は第百三十七條の三」を削り、同条を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第百六條又は第百七條」を「第百五條又は第百六條」

に改め、「第百三十八条の十一」及び「及び第百四十三条の十八」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第十七号を削る。

第百四十六条中「第八条第二項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む）」を「第七条第二項」に改める。

附則第五項から第八項までを削る。

第三節 漁業災害補償法の一部改正

第三条 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出しを「（残余財産の分配等）」に改め、同条第三項中「におけるその財産の処分については、政令で定める」を「は、その財産は、第六十一条の規定による農林水産大臣に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第八十条第二項中「（当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）」第百十四条第三号に掲げる」を、「第百十四条の政令で定める」に、「に」に係る共済契約（当該「に」に係る共済契約（これらの」に改める。

第八十五条第一項及び第九十一条第四項中「第百十六号第一項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員」を削る。

第百十四条中「次に掲げる」を「政令で定める」に、「行なう」を「行う」に改め、各号を削る。

第百十六号第一項中「次に掲げるとおり」を「当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの」に改め、各号を削る。

第百十八号第一項を削り、同条第二項中「第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」を削り、「水域」の下に「（以下「単位

漁場区域」という。）を加え、「（その者が第百十六号第一項第二号口に掲げる団体であるときは、その構成員のすべて）」を削り、「すべてを」を「全てを」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第百二十四条第二項第二号中「第百十四条第三号に掲げる」を「前号の政令で定める種類の養殖業以外の」に改め、「前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。」を削り、「特定第三号養殖業」を「当該養殖業」に改める。

第百二十五条の六第一項中「被共済資格者」の下に「であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第百四十七条の二第二項中「第三章」を「前章」に改め、「第百十六号第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七号の四第一項に規定する区域」と読み替へるべき」を削る。

第百九十五条第一項第二号中「第百十四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」及び「又は第百十六号第一項第二号口」を削る。

第四条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

第百十八号第一項中「内」の下に「（内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場）」を加える。

第百十九号中「もの」の下に「（内水面において営む養殖業であつて、農林水産省令で定めるものを除く。）」を加える。

（漁船乗組員給与保険法の廃止）
第五条 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第百二十二号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日
二 第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
三 附則第十五条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（組合に関する経過措置）
第二条 漁船保険組合（以下「組合」という。）であつて前条第一号に掲げる規定の施行の際現に存するものは、第一条の規定による改正後の漁船損害等補償法（以下この条において「第一号新漁損法」という。）第十八条第一項第三号の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の日において同項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされた組合については、第一号新漁損法第八十六条第一項の規定は、この法律の施行の時までは、適用しない。

2 前項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の時までに、保険金の支払に充てることができる資産の額が第一号新漁損法第十八条第一項第三号の政令で定める額以上の額となるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条 前条第一項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることができる資産の額が第二条の規定による改正後の漁船損害等補償法（以下「新漁損法」という。）第十六条第一項第三号の政令で定める額に満たないときは、新漁損法第五十条第一項及び第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の時において解散する。

2 前項の規定により組合が解散したときは、その清算人は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（中央会の解散）
第四条 漁船保険中央会（以下この条及び次条において「中央会」という。）は、この法律の施行の時において解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法（以下「旧漁損法」という。）第百三十八条第七項において準用する旧漁損法第八十六条第三項の規定による解散の命令によつて解散した中央会の解散及び清算の例による。

2 前項の規定により解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

3 農林水産大臣が前項の規定による申出を承認した場合においては、その承認を受けた組合は、第一項の規定による中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継する。この場合においては、同項後段の規定並びに他の法令中解散及び清算の規定は、適用しない。

4 前項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合における中央会の解散の登記については、政令で定める。

（組合による中央会の一切の権利及び義務の承継に伴う経過措置）
第五条 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合には、この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険（次項において「旧普通保険等」という。）の保険関係及び当該保険関係に基づき支払うべき保険料に係る負担金については、なお従前の例による。

2 前項に規定する場合において、旧普通保険等に係る再保険関係及び当該再保険関係に係る事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第二号中「漁船保険中央会」とあるのは「承継組合（漁業経営

に關する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号）附則第五条第三項に規定する承継組合をいう。以下同じ。」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法第百五条第二項中「漁船保険中央会」とあるのは「承継組合」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法（同号及び同項を除く。）の規定中「中央会」とあるのは「承継組合」とする。

3 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務を承継した組合（次項及び第五項において「承継組合」という。）は、同条第一項の規定による中央会の解散の日の前日を含む事業年度に係る旧漁損法第百三十七条の七の規定による事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、従前の例により行うものとする。

4 承継組合は、前条第三項の規定により中央会から承継した権利及び義務の処理に關する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

5 承継組合は、前項に規定する業務を終えたときは、同項に規定する特別の会計を廃止するものとし、その廃止の際現に当該会計に所屬する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第百二条の規定により設けられた会計に歸属させるものとする。

（特殊保険に係る事業に關する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険關係及び当該保険關係に係る再保険關係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第百三条の規定により区分して経理された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第百二条の規定により設けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に歸属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係る経理についての会計に歸属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧漁損法第百三条の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が歸属した会計において整理しなければならない。

（漁業災害補償に係る事業に關する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に成立している第三条の規定による改正前の漁業災害補償法に基づく養殖共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（漁船乗組員給与保険に係る事業に關する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に成立している第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法（次項及び第三項並びに附則第十四条において「旧給与保険法」という。）に基づく漁船乗組員給与保険についての保険關係及び当該保険關係に係る再保険關係については、なお従前の例による。

2 旧給与保険法第二十三条第一項の規定により区分して経理された組合の漁船乗組員給与保険事業に關する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第百二条の規定により設けられた漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に歸属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に歸属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧給与保険法第二十三条第一項の規定に基づく漁船乗組員給与保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が歸属した会計において整理しなければならない。

（地方自治法の一部改正）

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の項中「（第八十八条を除く。）を削る。

（農業災害補償法の一部改正）

第十条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第二項中「第百三十八条の二十

第十二条 次に掲げる法律の規定中

漁船保険組合
漁船保険中央会

に改める。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一

三 消費税法（昭和六十二年法律第八号）別表第三第一号の表

（特別会計に關する法律の一部改正）

第十三条 特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第五項中「普通保険等再保険事業（を削り、）第一条第三号（を）第二条第二号」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。）及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第百二十九条第四項第一号中「普通保険等再保険事業」を「漁船再保険事業」に改める。

附則第四十二条から第四十七条までを次のように改める。

第四十二条から第四十七条まで 削除

二第一項」を「第百三十七条第一項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号、第二百九十六条第一項第二号及び第三百四十八条第四項中「漁船保険中央会」を削る。

（所得税法等の一部改正）

を
漁船保険組合

（特別会計に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与保険法第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に關する経理は、特別会計に關する法律第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の同法（以下この条において「新特別会計法」という。）第百二十七条第四項及び第六項、第百二十九条第四項、第百三十四条第一項並びに第百三十六条第三項及び第百四十四条の規定の適用については、新特別会計法第百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業（漁業経営に關する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号。以下このイにおいて「改正法」という。）

附則第六條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二條の規定による改正前の漁船損害等補償法第二條第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。及び漁船乗組員給与保険再保険事業（改正法附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五條の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百二十二号）第二條に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業をいう。以下この節において同じ。）と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、新特別会計法第二百二十九條第四項第二号、第二百三十四條第一項第二号並びに第二百三十六條第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第十五條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百五十一條のうち漁船損害等補償法第二百三十八條の二十二第二項の改正規定中「第二百三十八條の二十二第二項」を「第二百三十七條第二項」に改める。

第二百五十二條中「第二百三十八條の二十二第二項」を「第二百三十七條第二項」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）
第十六條 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十四号中「漁船乗組員給与保険」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第十七條 この法律（附則第一條第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

理由
最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して漁業経営に関する補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁船損害等補償について漁船保険組合の区域制限等の廃止、漁船保険等により填補する損害の範囲の拡大等を行うとともに、漁業災害補償について内水面において営む養殖業の養殖共済の対象への追加等を行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年六月二日印刷

平成二十八年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P